

高速自動車国道中央自動車道
富士吉田線等に関する協定

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と中日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第４条中「別紙１－１２２」を「別紙１－１２５」に改める。

第５条中「別紙１－１２２」を「別紙１－１２５」に改める。

第１４条中「別紙１－１２２」を「別紙１－１２５」に改める。

別紙１－２から別紙１－５、別紙１－７から別紙１－１０、別紙１－１３から別紙１－１５、別紙１－１９、別紙１－２０、別紙１－３０、別紙１－３２、別紙１－５１、別紙１－７１、別紙１－８０、別紙１－８２、別紙１－８４、別紙１－８５、別紙１－８７、別紙１－９０から別紙１－９３、別紙１－９８から別紙１－１００、別紙１－１０２から別紙１－１０４、別紙１－１０６から別紙１－１１２、別紙１－１１５から別紙１－１１８、別紙１－１２０から別紙１－１２２を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線
(神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県厚木市下津古久まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県海老名市門沢橋	から
神奈川県厚木市下津古久	まで

(ロ) 延長

神奈川県海老名市門沢橋	から	1.5	キロメートル
神奈川県厚木市下津古久	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
神奈川県海老名市門沢橋	から	第1種第1級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)
神奈川県厚木市下津古久	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市門沢橋	から	120	1. 5	
神奈川県厚木市下津古久	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県海老名市門沢橋	から	4車線	6車線	
神奈川県厚木市下津古久	まで			

(ト)路肩の標準幅員

神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県厚木市下津古久まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
神奈川県海老名市門沢橋	から	—	メートル(土工部)
神奈川県厚木市下津古久	まで	2. 25	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	神奈川県海老名市 門沢橋	立体接続	海老名南ジャンクション
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 門沢橋	立体接続	海老名南ジャンクション
一般国道129号	神奈川県厚木市 下津古久	立体接続	厚木南インターチェンジ

(4)工事予算

97, 138 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 10 年 4 月 17 日

②工事の完成予定年月日

平成 30 年 1 月 28 日 (供用開始)

平成 31 年 3 月 16 日 (残事業一部完成)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

79, 952 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 78, 680 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線
(神奈川県厚木市下津古久から神奈川県伊勢原市上粕屋まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県厚木市下津古久	から
神奈川県伊勢原市上粕屋	まで

(ロ) 延長

神奈川県厚木市下津古久	から	6.7	キロメートル
神奈川県伊勢原市上粕屋	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
神奈川県厚木市下津古久	から	第1種第1級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)
神奈川県伊勢原市上粕屋	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県厚木市下津古久	から	120	6.7	
神奈川県伊勢原市上粕屋	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県厚木市下津古久	から	4車線	6車線	
神奈川県伊勢原市上粕屋	まで			

(ト)路肩の標準幅員

神奈川県厚木市下津古久から神奈川県伊勢原市上粕屋まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
神奈川県厚木市下津古久	から	—	メートル(土工部)
神奈川県伊勢原市上粕屋	まで	2. 25	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道129号	神奈川県厚木市 下津古久	立体接続	厚木南インターチェンジ
第一東海自動車道	神奈川県伊勢原市 東富岡	立体接続	伊勢原ジャンクション
一般国道246号 (厚木秦野道路)	神奈川県伊勢原市 上粕屋	立体接続	伊勢原大山インターチェンジ

(4)工事予算

263, 159 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 10 年 4 月 17 日

②工事の完成予定年月日

平成 31 年 3 月 17 日 (厚木南IC～伊勢原JCT(供用開始))

令和 2 年 3 月 7 日 (伊勢原JCT～伊勢原大山IC(供用開始))

令和 9 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

267, 194 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 263, 575 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線
(神奈川県伊勢原市上粕屋から神奈川県秦野市柳川まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県伊勢原市上粕屋	から
神奈川県秦野市柳川	まで

(ロ) 延長

神奈川県伊勢原市上粕屋	から	12.8 キロメートル
神奈川県秦野市柳川	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
神奈川県伊勢原市上粕屋	から	第1種第1級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)
神奈川県秦野市柳川	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県伊勢原市上粕屋	から	120	12.8	
神奈川県秦野市柳川	まで			

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県伊勢原市上粕屋 神奈川県秦野市柳川	から まで	4車線	6車線	

(ト)路肩の標準幅員

神奈川県伊勢原市上粕屋から神奈川県秦野市柳川まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 25	3. 00	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
神奈川県伊勢原市上粕屋	から	—	メートル(土工部)	
神奈川県秦野市柳川	まで	—	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道246号 (厚木秦野道路)	神奈川県伊勢原市上粕屋	立体接続	伊勢原大山インターチェンジ
一般国道246号	神奈川県秦野市菖蒲	立体接続	新秦野インターチェンジ

(4)工事予算

329, 291 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 4 年 4 月 16 日 (供用開始)

令和 11 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

363, 660 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 355, 384 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線
(神奈川県秦野市柳川から静岡県御殿場市駒門まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県秦野市柳川	から
静岡県御殿場市駒門	まで

(ロ) 延長

神奈川県秦野市柳川	から	32.3	キロメートル
静岡県御殿場市駒門	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
神奈川県秦野市柳川	から	第1種第1級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)
静岡県御殿場市駒門	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県秦野市柳川	から	120	32.3	
静岡県御殿場市駒門	まで			

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県秦野市柳川 静岡県御殿場市駒門	から まで	4車線	6車線	

(ト)路肩の標準幅員

神奈川県秦野市柳川から静岡県御殿場市駒門まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
神奈川県秦野市柳川	から	4. 50	メートル(土工部)	
静岡県御殿場市駒門	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道138号 及び県道仁杉柴怒田線	静岡県御殿場市柴怒田	立体接続	新御殿場インターチェンジ
第一東海自動車道	静岡県御殿場市駒門	立体接続	御殿場ジャンクション

(4)工事予算

732, 353 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

平成 29 年 4 月 20 日 (駒門PA(下り線)(供用開始))

令和 3 年 4 月 10 日 (新御殿場IC～御殿場JCT(供用開始))

令和 10 年 3 月 31 日 (新秦野IC～新御殿場IC)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

816, 578 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 782, 518 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線
(静岡県駿東郡長泉町大字元長窪から静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

静岡県駿東郡長泉町大字元長窪	から
静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	まで

(ロ) 延長

静岡県駿東郡長泉町大字元長窪	から	131.5 キロメートル
静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	から まで	第1種第1級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	から まで	120	131.5	

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル および 3.75メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪	から	4車線	6車線	
静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	まで			

(ト)路肩の標準幅員

静岡県駿東郡長泉町大字元長窪から静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	3. 00	1. 75	4. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	3. 00	1. 75	4. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	3. 00	1. 25	4. 25	

(チ)付加車線の標準幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 から	— メートル(土工部)	
静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田 まで	— メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道1号(伊豆縦貫自動車道) 及び県道大岡元長窪線	静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪	立体接続	長泉沼津インターチェンジ
一般国道139号(西富士道路) 及び県道一色久沢線	静岡県富士市 厚原	立体接続	新富士インターチェンジ
一般国道52号	静岡県静岡市 清水区央原	立体接続	新清水インターチェンジ
中部横断自動車道	静岡県静岡市 清水区吉原	立体接続	新清水ジャンクション
県道清水富士宮線	静岡県静岡市 清水区杉山	立体接続	清水いはらインターチェンジ
第一東海自動車道	静岡県静岡市 清水区草ヶ谷	立体接続	清水ジャンクション
県道井川湖御幸線 及び県道山脇大谷線	静岡県静岡市 葵区下	立体接続	新静岡インターチェンジ

別 紙 1

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道1号 及び県道静岡朝比奈藤枝線	静岡県藤枝市 岡部町入野	立体接続	藤枝岡部インターチェンジ
一般国道473号	静岡県島田市 横岡新田	立体接続	島田金谷インターチェンジ
県道掛川天竜線	静岡県周智郡 森町睦実	立体接続	森掛川インターチェンジ
一般国道152号	静岡県浜松市 浜名区中瀬	立体接続	浜松浜北インターチェンジ
一般国道474号 (三遠南信自動車道)	静岡県浜松市 浜名区引佐町東黒田	立体接続	浜松いなさジャンクション
一般国道257号	静岡県浜松市 浜名区引佐町東黒田	立体接続	浜松いなさインターチェンジ
第一東海自動車道	静岡県浜松市 浜名区三ヶ日町福長	立体接続	三ヶ日ジャンクション

(4)工事予算

2, 294, 898 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日

平成 24 年 4 月 14 日 (供用開始)

平成 30 年 3 月 29 日 (残事業一部完成)

令和 5 年 3 月 30 日 (残事業一部完成)

令和 9 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

977, 088 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 977, 079 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線
(静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田から愛知県豊田市岩倉町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	から
愛知県豊田市岩倉町	まで

(ロ) 延長

静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	から	55.2	キロメートル
愛知県豊田市岩倉町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	から	第1種第1級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)
愛知県豊田市岩倉町	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	から	120	55. 2	
愛知県豊田市岩倉町	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田 愛知県豊田市岩倉町	から まで	4車線	6車線	

(ト)路肩の標準幅員

静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田から愛知県豊田市岩倉町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	3. 25 × 2	6. 50	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	3. 25 × 2	6. 50	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50 × 2	5. 00	1. 75	1. 25	3. 00	

(チ)付加車線の標準幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	から	3. 00	メートル(土工部)	
愛知県豊田市岩倉町	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道474号 (三遠南信自動車道)	静岡県浜松市浜名区引佐町 東黒田	立体接続	浜松いなさジャンクション
一般国道151号	愛知県新城市八束穂	立体接続	新城インターチェンジ
一般国道473号	愛知県岡崎市椋山町	立体接続	岡崎東インターチェンジ
一般国道475号 (東海環状自動車道)	愛知県豊田市岩倉町	立体接続	豊田東ジャンクション

(4)工事予算

610, 642 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日

平成 28 年 2 月 13 日 (供用開始)

平成 30 年 3 月 29 日 (残事業一部完成)

令和 10 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

640, 808 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 634, 752 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中部横断自動車道
(静岡県静岡市清水区吉原から山梨県南巨摩郡南部町福士まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中部横断自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

静岡県静岡市清水区吉原	から
山梨県南巨摩郡南部町福士	まで

(ロ) 延長

静岡県静岡市清水区吉原	から	20.7	キロメートル
山梨県南巨摩郡南部町福士	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
静岡県静岡市清水区吉原 山梨県南巨摩郡南部町福士	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
静岡県静岡市清水区吉原 山梨県南巨摩郡南部町福士	から まで	80	20. 7	

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
静岡県静岡市清水区吉原	から	2車線	4車線	
山梨県南巨摩郡南部町福士	まで			

(ト)路肩の標準幅員

静岡県静岡市清水区吉原から山梨県南巨摩郡南部町福士まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
静岡県静岡市清水区吉原	から	—	メートル(土工部)	
山梨県南巨摩郡南部町福士	まで	—	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県静岡市 清水区吉原	立体接続	新清水ジャンクション
一般国道52号	山梨県南巨摩郡 南部町福士	立体接続	富沢インターチェンジ
中部横断自動車道	山梨県南巨摩郡 南部町福士	平面接続	本線(新直轄)

(4)工事予算

175, 116 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

平成 31 年 3 月 10 日 (供用開始)

令和 元 年 11 月 16 日 (残事業一部完成)

令和 8 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

192, 413 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 190, 037 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中部横断自動車道
(山梨県西八代郡市川三郷町宮原から山梨県南巨摩郡富士川町大櫨まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中部横断自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

山梨県西八代郡市川三郷町宮原	から
山梨県南巨摩郡富士川町大櫓	まで

(ロ) 延長

山梨県西八代郡市川三郷町宮原	から	9.3	キロメートル
山梨県南巨摩郡富士川町大櫓	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
山梨県西八代郡市川三郷町宮原	から	第1種第3級	道路構造令
山梨県南巨摩郡富士川町大櫛	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
山梨県西八代郡市川三郷町宮原	から	80	9.3	
山梨県南巨摩郡富士川町大櫛	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
山梨県西八代郡市川三郷町宮原	から	2車線	4車線	
山梨県南巨摩郡富士川町大櫛	まで			

(ト)路肩の標準幅員

山梨県西八代郡市川三郷町宮原から山梨県南巨摩郡富士川町大櫛まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
山梨県西八代郡市川三郷町宮原	から	—	メートル(土工部)
山梨県南巨摩郡富士川町大櫛	まで	—	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
中部横断自動車道	山梨県西八代郡市川三郷町宮原	平面接続	本線(新直轄)
県道市川三郷身延線	山梨県西八代郡市川三郷町宮原	立体接続	六郷インターチェンジ
一般国道52号	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町	立体接続	増穂インターチェンジ

(4)工事予算

71, 273 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

平成 25 年 3 月 18 日 (増穂IC切り回し)

平成 29 年 3 月 19 日 (供用開始)

平成 31 年 3 月 10 日 (残事業一部完成)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

78,036 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 77,118 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道 名古屋神戸線
(三重県四日市市伊坂町から三重県四日市市北山町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

三重県四日市市伊坂町	から
三重県四日市市北山町	まで

(ロ) 延長

三重県四日市市伊坂町	から	4. 4	キロメートル
三重県四日市市北山町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
三重県四日市市伊坂町	から	第1種第2級	道路構造令
三重県四日市市北山町	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県四日市市伊坂町	から	100	4. 4	
三重県四日市市北山町	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
三重県四日市市伊坂町	から	4車線	6車線	
三重県四日市市北山町	まで			

(ト)路肩の標準幅員

三重県四日市市伊坂町から三重県四日市市北山町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
三重県四日市市伊坂町	から	4. 50	メートル(土工部)	
三重県四日市市北山町	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
近畿自動車道 名古屋亀山線	三重県四日市市伊坂町	立体接続	四日市ジャンクション
一般国道475号 (東海環状自動車道)	三重県四日市市北山町	立体接続	新四日市ジャンクション

(4)工事予算

56, 562 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

平成 28 年 8 月 11 日 (供用開始)

平成 31 年 3 月 16 日 (残事業一部完成)

令和 10 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

61, 402 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 60, 557 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線
(三重県四日市市北山町から三重県三重郡菰野町大字潤田まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

三重県四日市市北山町	から
三重県三重郡菰野町大字潤田	まで

(ロ) 延長

三重県四日市市北山町	から	8. 2	キロメートル
三重県三重郡菰野町大字潤田	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
三重県四日市市北山町	から	第1種第1級	道路構造令 なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)
三重県三重郡菰野町大字潤田	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県四日市市北山町	から	120	8.2	
三重県三重郡菰野町大字潤田	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
三重県四日市市北山町	から	4車線	6車線	
三重県三重郡菰野町大字潤田	まで			

(ト)路肩の標準幅員

三重県四日市市北山町から三重県三重郡菰野町大字潤田まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
三重県四日市市北山町	から	4. 50メートル(土工部)	
三重県三重郡菰野町大字潤田	まで	4. 50メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道475号 (東海環状自動車道)	三重県四日市市北山町	立体接続	新四日市ジャンクション
一般国道477号	三重県三重郡菰野町 大字潤田	立体接続	菰野インターチェンジ

(4)工事予算

94, 773 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

平成 31 年 3 月 17 日 (供用開始)

令和 6 年 3 月 30 日 (残事業一部完成)

令和 10 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

103, 638 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 102, 123 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線
(三重県三重郡菰野町大字潤田から三重県亀山市安坂山町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

三重県三重郡菰野町大字潤田	から
三重県亀山市安坂山町	まで

(ロ) 延長

三重県三重郡菰野町大字潤田	から	14.7	キロメートル
三重県亀山市安坂山町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
三重県三重郡菰野町大字潤田	から	第1種第1級	道路構造令 なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)
三重県亀山市安坂山町	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県三重郡菰野町大字潤田	から	120	14.7	
三重県亀山市安坂山町	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
三重県三重郡菰野町大字潤田	から	4車線	6車線	
三重県亀山市安坂山町	まで			

(ト)路肩の標準幅員

三重県三重郡菰野町大字潤田から三重県亀山市安坂山町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
三重県三重郡菰野町大字潤田	から	4. 50	メートル(土工部)	
三重県亀山市安坂山町	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

197, 942 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

平成 31 年 3 月 17 日 (供用開始)

令和 元 年 12 月 21 日 (亀山西JCT)

令和 10 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

211, 687 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 209, 268 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線
(福井県小浜市府中から福井県敦賀市高野まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福井県小浜市府中	から
福井県敦賀市高野	まで

(ロ) 延長

福井県小浜市府中	から	39.0	キロメートル
福井県敦賀市高野	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
福井県小浜市府中 福井県敦賀市高野	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福井県小浜市府中 福井県敦賀市高野	から まで	80	39. 0	

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福井県小浜市府中	から	2車線	4車線	
福井県敦賀市高野	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福井県小浜市府中から福井県敦賀市高野まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

※ 土工部については、左側路肩を二次除雪作業に必要な作業幅員2. 50mを確保する。

(チ)付加車線の標準幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
福井県小浜市府中	から	— メートル(土工部)	
福井県敦賀市高野	まで	— メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道上中田烏線	福井県三方上中郡若狭町 上黒田	立体接続	若狭上中インターチェンジ
一般国道27号	福井県三方上中郡若狭町 気山	立体接続	若狭三方インターチェンジ
一般国道27号	福井県三方郡美浜町 山上	立体接続	若狭美浜インターチェンジ
北陸自動車道	福井県敦賀市高野	立体接続	敦賀ジャンクション

(4)工事予算

170, 982 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成年月日

平成 22 年 12 月 6 日 (敦賀JCT切り回し)

平成 23 年 10 月 28 日 (敦賀JCT切り回し②)

平成 26 年 7 月 20 日 (供用開始)

令和 5 年 3 月 30 日 (残事業一部完成)

令和 6 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

179, 248 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 179, 248 百万円)(消費税込み)
(債務引受額 179, 248 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中央自動車道富士吉田線(高井戸IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

(2) 工事の箇所

東京都杉並区上高井戸

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道環状放射5号線	東京都杉並区上高井戸	立体接続	浅間橋ONランプ
都道環状放射5号線	東京都杉並区上高井戸	立体接続	高井戸OFFランプ
主要地方道環状8号線	東京都杉並区上高井戸	立体接続	中之橋ONランプ

(4)工事予算

42, 799 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

昭和 37 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

平成 30 年 3 月 29 日 (工事一部完成)

令和 13 年 3 月 31 日 (工事完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

54, 026 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 51, 654 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中央自動車道長野線(松本JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 長野線

(2) 工事の箇所

長野県松本市島立

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道158号 (中部縦貫自動車道)	長野県松本市島立	立体接続	松本ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

12,331 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

15, 641 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 14, 929 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道
(神奈川県海老名市大谷から神奈川県海老名市今里まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県海老名市大谷	から
神奈川県海老名市今里	まで

(ロ) 延長

神奈川県海老名市大谷	から	2.3	キロメートル
神奈川県海老名市今里	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
神奈川県海老名市大谷	から	第1種第1級	道路構造令
神奈川県海老名市今里	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市大谷	から	120	2.3	
神奈川県海老名市今里	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.60メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県海老名市大谷	から	6車線	6車線	付加車線事業
神奈川県海老名市今里	まで			

(ト)路肩の標準幅員

神奈川県海老名市大谷から神奈川県海老名市今里まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
神奈川県海老名市大谷	から	4. 50	メートル(土工部)	
神奈川県海老名市今里	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

12, 251 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 14 年 4 月 9 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

平成 26 年 6 月 25 日 (供用開始)

令和 8 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

13, 046 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 12, 592 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(神奈川県海老名市中新田から神奈川県厚木市上依知まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県海老名市中新田	から
神奈川県厚木市上依知	まで

(ロ) 延長

神奈川県海老名市中新田	から	10. 1 キロメートル
神奈川県厚木市上依知	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
神奈川県海老名市中新田	から	第1種第2級	道路構造令
神奈川県厚木市上依知	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市中新田	から	100	10. 1	
神奈川県厚木市上依知	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県海老名市中新田	から	4車線	4車線	
神奈川県厚木市上依知	まで			

(ト)路肩の標準幅員

神奈川県海老名市中新田から神奈川県厚木市上依知まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
神奈川県海老名市中新田	から	4. 50	メートル(土工部)	
神奈川県厚木市上依知	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 中新田	平面接続	本線
県道藤沢厚木線	神奈川県海老名市 中新田	立体接続	海老名インターチェンジ
一般国道246号 (厚木秦野道路)	神奈川県厚木市 中依知	立体接続	圏央厚木インターチェンジ
一般国道129号	神奈川県厚木市 中依知	立体接続	圏央厚木インターチェンジ
一般国道129号	神奈川県相模原市 南区当麻	立体接続	相模原愛川インターチェンジ
県道相模原町田線	神奈川県相模原市 南区当麻	立体接続	相模原愛川インターチェンジ

(4)工事予算

92, 277 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 神奈川県海老名市中新田から神奈川県海老名中新田まで (STA110+52～STA113+40)
平成 16 年 6 月 29 日
- ロ 神奈川県海老名市中新田から神奈川県海老名市河原口まで (STA113+40～STA114+60)
平成 21 年 5 月 11 日
- ハ 神奈川県海老名市河原口から神奈川県厚木市金田まで (STA114+60～STA128+40)
平成 16 年 6 月 29 日
- ニ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA128+40～STA129+20)
平成 23 年 2 月 1 日
- ホ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA129+20～STA130+00)
平成 23 年 6 月 1 日

別 紙 1

- へ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA130+00～STA131+20)
平成 23 年 1 月 1 日
- ト 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA131+20～STA132+91)
平成 23 年 1 月 1 日
- チ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA132+91～STA138+00)
平成 18 年 6 月 30 日
- リ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA138+00～STA139+00)
平成 23 年 1 月 1 日
- 又 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市下依知まで (STA139+00～STA146+05)
平成 18 年 6 月 30 日
- ル 神奈川県厚木市下依知から神奈川県厚木市下依知まで (STA146+05～STA151+50)
平成 20 年 7 月 1 日
- ヲ 神奈川県厚木市下依知から神奈川県厚木市下依知まで (STA151+50～STA152+50)
平成 21 年 12 月 1 日
- ワ 神奈川県厚木市下依知から神奈川県厚木市中依知まで (STA152+50～STA160+93.5)
平成 20 年 7 月 1 日

別 紙 1

カ 神奈川県厚木市中依知から神奈川県厚木市関口まで (STA160+93.5～STA164+85)

平成 20 年 7 月 1 日

コ 神奈川県厚木市下依知 (圏央厚木IC取り付け部)

平成 24 年 7 月 1 日

ク 神奈川県厚木市関口から神奈川県厚木市山際まで (STA164+85～STA176+50)

平成 19 年 2 月 1 日

ケ 神奈川県厚木市山際から神奈川県厚木市上依知まで (STA176+50～STA201+45)

平成 24 年 6 月 1 日

コ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで (STA201+45～STA206+31)

平成 23 年 12 月 1 日

セ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで (STA204+10～STA204+70)

平成 25 年 2 月 1 日

ネ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで (STA204+70～STA206+31)

平成 24 年 6 月 1 日

ナ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで (STA206+31～STA211+44)

平成 24 年 6 月 1 日

別 紙 1

ラ 神奈川県厚木市上依知 (相模原愛川ICランプ部)

平成 24 年 12 月 1 日

ム 神奈川県厚木市上依知 (相模原愛川IC Hランプ部)

平成 25 年 1 月 7 日

ウ 神奈川県厚木市上依知 (相模原愛川IC E,Fランプ部)

平成 25 年 2 月 1 日

中 神奈川県相模原市南区当麻 (相模原愛川IC料金所部)

平成 24 年 5 月 1 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 25 年 3 月 30 日 (供用開始)

平成 30 年 3 月 29 日 (残事業一部完成)

令和 9 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

93, 295 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 92, 216 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額**(1) 工事予算**

60,953 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

67,910 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
中央自動車道 富士吉田線	東京都府中市是政	都道川崎府中線及び市道中央道側道	東京都府中市小柳町及び東京都府中市是政	立体接続	平成21年9月29日	平成27年3月7日 (供用開始) 平成30年3月29日 (残事業完成)	2,014百万円	2,238百万円	—	本線直結型
中央自動車道 西宮線	滋賀県愛知郡愛荘町松尾寺	県道湖東三山インター線	滋賀県愛知郡愛荘町松尾寺	立体接続	平成21年9月29日	平成25年10月21日 (供用開始) 平成26年3月31日 (残事業完成)	1,184百万円	1,335百万円	—	湖東三山PA
中央自動車道 長野線	長野県松本市島内	市道8087号線及び市道豊科3531号線	長野県松本市島内及び長野県安曇野市豊科高家	立体接続	平成21年9月29日	平成22年11月27日 (供用開始) 平成23年1月31日 (残事業完成)	494百万円	547百万円	—	梓川SA
第一東海自動車道	愛知県名古屋市中守山区下志段味	市道守山パーキングエリア線	愛知県名古屋市中守山区下志段味	立体接続	平成21年9月29日	平成30年3月24日 (供用開始) 令和6年3月30日 (残事業完成)	2,926百万円	3,408百万円	—	守山PA
中央自動車道 富士吉田線	山梨県富士吉田市上暮地	県道富士吉田西桂線	山梨県富士吉田市上暮地	立体接続	平成23年4月28日	平成30年4月15日 (供用開始:東京方面) 平成30年8月6日 (供用開始:河口湖方面) 令和4年3月30日 (残事業完成)	4,408百万円	4,656百万円	—	本線直結型
第一東海自動車道	静岡県焼津市上新田	市道0105号線	静岡県焼津市上新田	立体接続	平成23年4月28日	平成28年3月12日 (供用開始) 平成30年3月29日 (残事業完成)	2,745百万円	3,094百万円	—	本線直結型
東海北陸自動車道	富山県南砺市上川崎	市道南砺スマートインター線	富山県南砺市柴田屋	立体接続	平成23年4月28日	平成27年3月1日 (供用開始) 平成28年3月30日 (残事業完成)	1,323百万円	1,457百万円	—	本線直結型

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ)		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手および完成の予定年月日					
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県静岡市葵区飯間	市道小瀬戸飯間線及び市道飯間本線	静岡県静岡市葵区小瀬戸及び静岡県静岡市葵区飯間	立体接続	平成23年4月28日	平成24年4月14日 (供用開始) 平成25年3月30日 (残事業完成)	200百万円	208百万円	—	静岡SA
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県浜松市浜名区四大地	市道浜北灰木大平1号線及び市道須部灰の木線	静岡県浜松市浜名区四大地及び静岡県浜松市浜名区都田町	立体接続	平成23年4月28日	平成24年4月14日 (供用開始) 平成25年3月30日 (残事業完成)	223百万円	230百万円	—	浜松SA
北陸自動車道	富山県砺波市下中条	市道高岡砺波インター線	富山県砺波市下中条	立体接続	平成23年4月28日	平成27年3月1日 (供用開始) 平成28年3月30日 (残事業完成)	1,964百万円	2,125百万円	—	本線直結型
一般国道475号 (東海環状自動車道)	岐阜県土岐市泉町	市道81920号線、82525号線及び82526号線	岐阜県土岐市泉町	立体接続	平成23年4月28日	平成25年2月28日 (供用開始) 平成25年8月30日 (残事業完成)	475百万円	533百万円	—	五斗蔭PA
中央自動車道 西宮線	山梨県笛吹市八代町南	県道313号藤垚石和線及び市道4015号線	山梨県笛吹市八代町南	立体接続	平成24年5月17日	平成29年3月26日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	2,094百万円	2,376百万円	—	本線直結型
第一東海自動車道	静岡県沼津市宮本	市道0118号線及び市道0105号線	静岡県沼津市宮本	立体接続	平成24年5月17日	平成28年3月19日 (供用開始) 平成29年3月30日 (残事業完成)	633百万円	735百万円	—	愛鷹PA
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県周智郡森町大字円田	町道遠州森町PA上り線及び町道遠州森町PA下り線	静岡県周智郡森町大字一宮及び静岡県周智郡森町大字円田	立体接続	平成24年5月17日	平成26年3月29日 (供用開始) 平成27年3月30日 (残事業完成)	567百万円	632百万円	—	遠州森町PA

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ)		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手および完成の予定年月日					
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
北陸自動車道	滋賀県長浜市小谷丁野町	県道郷野湖北線及び県道丁野虎姫長浜線	滋賀県長浜市湖北町及び滋賀県長浜市小谷丁野町	立体接続	平成24年5月17日	平成29年3月25日 (供用開始) 平成30年3月29日 (残事業完成)	2,358百万円	2,573百万円	—	本線直結型
近畿自動車道 名古屋神戸線	三重県鈴鹿市山本町	市道山本65号線	三重県鈴鹿市山本町	立体接続	平成24年5月17日	平成31年3月17日 (供用開始) 令和6年3月30日 (残事業完成)	1,483百万円	1,633百万円	—	鈴鹿PA
近畿自動車道 敦賀線	福井県敦賀市長谷	市道長谷2号線	福井県敦賀市長谷	立体接続	平成24年5月17日	平成29年3月25日 (供用開始) 平成30年3月29日 (残事業完成)	2,164百万円	2,398百万円	—	本線直結型
中央自動車道 富士吉田線	山梨県上野原市大野	市道談合坂サービスエリア線	山梨県上野原市大野	立体接続	平成25年7月5日	令和2年5月24日 (供用開始) 令和3年3月30日 (残事業完成)	1,995百万円	2,265百万円	—	談合坂SA
中央自動車道 西宮線	岐阜県安八郡安八町中	町道南長田坊野1号線	岐阜県安八郡安八町中	立体接続	平成25年7月5日	平成30年3月24日 (供用開始) 平成31年3月28日 (残事業完成)	3,472百万円	3,770百万円	—	本線直結型
中央自動車道 西宮線	岐阜県養老郡養老町橋爪南川原	町道橋爪1号線及び町道橋爪42号線	岐阜県養老郡養老町橋爪南川原	立体接続	平成25年7月5日	平成30年6月24日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	768百万円	932百万円	—	養老SA
第一東海自動車道	神奈川県綾瀬市小園	県道藤沢座間厚木	神奈川県綾瀬市小園	立体接続	平成25年7月5日	令和3年3月31日 (供用開始) 令和6年3月30日 (残事業完成)	7,735百万円	8,307百万円	—	本線直結型

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
第一東海自動車道	静岡県静岡市駿河区宮川	市道大谷改良区7号線	静岡県静岡市駿河区宮川	立体接続	平成25年7月5日	令和元年9月14日 (供用開始) 令和4年3月30日 (残事業完成)	5,003百万円	5,343百万円	—	本線直結型
第一東海自動車道	静岡県浜松市中央区有玉西町	市道有玉南初生線及び市道有玉西12号線	静岡県浜松市中央区有玉西町	立体接続	平成25年7月5日	平成29年3月18日 (供用開始) 平成30年3月29日 (残事業完成)	869百万円	974百万円	—	三方原PA
第一東海自動車道	静岡県浜松市中央区呉松町	県道引佐館山寺線及び県道湖東館山寺線	静岡県浜松市中央区呉松町	立体接続	平成25年7月5日	平成31年3月17日 (供用開始) 令和3年3月30日 (残事業完成)	2,256百万円	2,487百万円	—	本線直結型
第一東海自動車道	愛知県豊田市西田町長根山	市道上郷スマートインター1号線及び市道上郷スマートインター2号線	愛知県豊田市永覚新町及び愛知県豊田市西田町外林	立体接続	平成25年7月5日	令和3年3月27日 (供用開始) 令和4年3月30日 (残事業完成)	1,748百万円	1,931百万円	—	豊田上郷SA
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県駿東郡小山町大御神	町道3628号線及び町道3984号線	静岡県駿東郡小山町大御神	立体接続	平成25年7月5日	令和10年3月31日	1,457百万円	2,073百万円	—	小山PA (仮称)
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県沼津市根古屋	市道1970号線及び市道1971号線	静岡県沼津市根古屋	立体接続	平成25年7月5日	平成29年3月18日 (供用開始) 平成30年3月29日 (残事業完成)	775百万円	879百万円	—	駿河湾沼津SA
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県磐田市敷地	市道下野部敷地線	静岡県磐田市敷地	立体接続	平成25年7月5日	令和3年7月17日 (供用開始) 令和6年3月30日 (残事業完成)	2,057百万円	2,240百万円	—	本線直結型

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
北陸自動車道	石川県能美市吉原釜屋町	市道木曽街道線	石川県能美市吉原釜屋町	立体接続	平成25年7月5日	平成30年3月25日 (供用開始) 平成31年3月28日 (残事業完成)	2,284百万円	2,600百万円	—	本線直結型
近畿自動車道 敦賀線	福井県三方上中郡若狭町鳥浜	町道若狭梅街道線	福井県三方上中郡若狭町鳥浜	立体接続	平成25年7月5日	平成30年3月24日 (供用開始) 平成31年3月28日 (残事業完成)	1,606百万円	1,998百万円	—	三方五湖PA
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	東京都八王子市美山町	市道川口339号線	東京都八王子市美山町	立体接続	平成25年7月5日	平成28年12月24日 (供用開始) 平成30年3月29日 (残事業完成)	969百万円	1,144百万円	—	本線直結型
一般国道475号 (東海環状自動車道)	岐阜県岐阜市北野北	市道北野北線	岐阜県岐阜市北野北	立体接続	平成25年7月5日	令和2年3月20日 (供用開始) 令和2年12月25日 (残事業完成)	704百万円	792百万円	—	岐阜三輪PA

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)
(岐阜県関市広見から岐阜県大垣市桜町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号
(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

岐阜県関市広見	から
岐阜県大垣市桜町	まで

(ロ) 延長

岐阜県関市広見	から	35.3	キロメートル
岐阜県大垣市桜町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
岐阜県関市広見	から	第1種第2級	道路構造令
岐阜県大垣市桧町	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県関市広見	から	100	35. 3	
岐阜県大垣市桧町	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県関市広見	から	2車線	4車線	
岐阜県大垣市松町	まで			

(ト)路肩の標準幅員

岐阜県関市広見から岐阜県大垣市松町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
岐阜県関市広見	から	—	メートル(土工部)	
岐阜県大垣市桜町	まで	—	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道418号	岐阜県関市広見	立体接続	関広見インターチェンジ
一般国道256号	岐阜県山県市大字西深瀬	立体接続	山県インターチェンジ
県道 岐阜美山線	岐阜県岐阜市大学北	立体接続	岐阜インターチェンジ
一般国道157号	岐阜県本巣市上保	立体接続	本巣インターチェンジ
県道 岐阜関ヶ原線	岐阜県安八郡神戸町大字西座倉	立体接続	大野神戸インターチェンジ
一般国道21号及び県道大垣環状線	岐阜県大垣市桜町	立体接続	大垣西インターチェンジ

(4)工事予算

127, 240 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

イ 岐阜県大垣市桧町から岐阜県大垣市熊野町まで
平成 31 年 2 月 1 日

ロ 岐阜県大垣市桧町から岐阜県大垣市池尻町まで
平成 31 年 3 月 1 日

ハ 岐阜県大垣市池尻町から岐阜県大垣市北方町まで
平成 31 年 4 月 1 日

ニ 岐阜県大垣市北方町から岐阜県安八郡神戸町大字神戸まで
令和 元年 5 月 1 日

ホ 岐阜県安八郡神戸町大字神戸から岐阜県安八郡神戸町大字神戸まで
令和 元年 8 月 1 日

ヘ 岐阜県安八郡神戸町大字神戸から岐阜県安八郡神戸町西座倉まで
平成 31 年 4 月 1 日

ト 岐阜県安八郡神戸町西座倉から岐阜県揖斐郡大野町下磯まで (大野神戸IC Bランプ)
平成 31 年 4 月 1 日

チ 岐阜県安八郡神戸町西座倉から岐阜県安八郡神戸町西座倉まで (大野神戸IC Cランプ)
令和 元年 8 月 1 日

別 紙 1

- リ 岐阜県揖斐郡大野町下礪から岐阜県揖斐郡大野町下礪まで (大野神戸IC Eランプ・料金所)
平成 31 年 2 月 1 日
- ヌ 岐阜県安八郡神戸町西座倉から岐阜県安八郡神戸町西座倉まで
平成 30 年 5 月 1 日
- ル 岐阜県安八郡神戸町西座倉から岐阜県揖斐郡大野町下礪まで
令和 2 年 9 月 1 日
- ヲ 岐阜県揖斐郡大野町下礪から岐阜県瑞穂市七崎まで
平成 30 年 5 月 1 日
- ワ 岐阜県瑞穂市七崎から岐阜県瑞穂市七崎まで
平成 31 年 4 月 1 日
- カ 岐阜県瑞穂市七崎から岐阜県本巣市見延まで
平成 30 年 5 月 1 日
- ヨ 岐阜県本巣市見延から岐阜県本巣市見延まで
令和 元 年 12 月 1 日
- タ 岐阜県本巣市見延から岐阜県本巣市三橋まで
平成 30 年 5 月 1 日

別 紙 1

- レ 岐阜県本巣市三橋から岐阜県本巣市三橋まで
令和 6 年 9 月 1 日
- ソ 岐阜県本巣市三橋から岐阜県岐阜市城田寺まで
平成 30 年 5 月 1 日
- ツ 岐阜県岐阜市城田寺から岐阜県岐阜市城田寺まで
平成 30 年 9 月 1 日
- ネ 岐阜県岐阜市城田寺から岐阜県山県市西深瀬まで
令和 5 年 10 月 1 日
- ナ 岐阜県山県市西深瀬から岐阜県山県市西深瀬まで
平成 30 年 5 月 1 日
- ラ 岐阜県山県市西深瀬から岐阜県山県市西深瀬まで
令和 2 年 1 月 1 日
- ム 岐阜県山県市西深瀬から岐阜県山県市西深瀬まで
令和 元 年 8 月 1 日
- ウ 岐阜県山県市西深瀬から岐阜県山県市西深瀬まで
令和 元 年 6 月 1 日

別 紙 1

⌘ 岐阜県山県市西深瀬から岐阜県山県市東深瀬まで
平成 31 年 4 月 1 日

ノ 岐阜県山県市東深瀬から岐阜県山県市東深瀬まで
令和 元 年 6 月 1 日

オ 岐阜県山県市東深瀬から岐阜県山県市東深瀬まで
令和 元 年 5 月 1 日

ク 岐阜県山県市東深瀬から岐阜県山県市東深瀬まで
平成 30 年 12 月 1 日

ヤ 岐阜県山県市東深瀬から岐阜県山県市東深瀬まで
平成 31 年 2 月 1 日

マ 岐阜県山県市東深瀬から岐阜県岐阜市山県北野北まで
平成 30 年 12 月 1 日

ケ 岐阜県岐阜市山県北野北から岐阜県岐阜市山県北野まで
平成 31 年 2 月 1 日

フ 岐阜県岐阜市山県北野から岐阜県岐阜市三輪まで
平成 30 年 12 月 1 日

コ 岐阜県岐阜市三輪から岐阜県関市広見まで
平成 31 年 4 月 1 日

エ 岐阜県関市広見から岐阜県関市広見まで
令和 元年 8 月 1 日

テ 岐阜県関市広見から岐阜県関市広見まで
平成 30 年 12 月 1 日

ア 岐阜県関市広見から岐阜県関市広見まで
令和 元年 6 月 1 日

サ 岐阜県関市広見から岐阜県関市広見まで
平成 31 年 4 月 1 日

キ 岐阜県関市広見から岐阜県関市広見まで
平成 30 年 12 月 1 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 元年 12 月 14 日 (大野神戸IC～大垣西IC(供用開始))

別 紙 1

令和 2 年 3 月 20 日 (関広見IC～山県IC(供用開始))

令和 7 年 3 月 31 日 (山県IC～大野神戸IC)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

137, 849 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 128, 088 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)
(岐阜県養老郡養老町飯積から三重県員弁郡東員町大字長深まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号
(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

岐阜県養老郡養老町飯積	から
三重県員弁郡東員町大字長深	まで

(ロ) 延長

岐阜県養老郡養老町飯積	から	34.1	キロメートル
三重県員弁郡東員町大字長深	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
岐阜県養老郡養老町飯積 三重県員弁郡東員町大字長深	から まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県養老郡養老町飯積 三重県員弁郡東員町大字長深	から まで	100	34. 1	

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県養老郡養老町飯積	から	2車線	4車線	
三重県員弁郡東員町大字長深	まで			

(ト)路肩の標準幅員

岐阜県養老郡養老町飯積から三重県員弁郡東員町大字長深まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
岐阜県養老郡養老町飯積	から	—	メートル(土工部)	
三重県員弁郡東員町大字長深	まで	—	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
中央自動車道 西宮線	岐阜県養老郡養老町飯積	立体接続	養老ジャンクション
県道 養老平田線	岐阜県養老郡養老町口ヶ島	立体接続	養老インターチェンジ
一般国道306号及び一般国道365号	三重県いなべ市北勢町阿下喜	立体接続	いなべインターチェンジ
一般国道365号	三重県いなべ市大安町高柳	立体接続	大安インターチェンジ
一般国道365号	三重県員弁郡東員町大字長深	立体接続	東員インターチェンジ

(4)工事予算

78, 453 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

- | | | |
|---|---|---------------------------|
| イ | 岐阜県養老郡養老町直江から岐阜県養老郡養老町直江まで
平成 29 年 3 月 1 日 | (養老JCT グランプ) |
| ロ | 岐阜県養老郡養老町飯積から岐阜県養老郡養老町高田まで
平成 29 年 4 月 1 日 | (No.4+7.0～No.53+5.5) |
| ハ | 岐阜県養老郡養老町高田から岐阜県養老郡養老町高田まで
平成 29 年 5 月 1 日 | (No.53+5.5～No.63+7.5) |
| ニ | 岐阜県養老郡養老町高田から岐阜県養老郡養老町高田まで
平成 29 年 4 月 1 日 | (No.63+7.5～No.111+0.0) |
| ホ | 岐阜県養老郡養老町高田から岐阜県養老郡養老町口ケ島まで
平成 29 年 5 月 1 日 | (No.111+0.0～No.121+15.0) |
| ヘ | 岐阜県養老郡養老町口ケ島から岐阜県養老郡養老町口ケ島まで
平成 29 年 4 月 1 日 | (No.121+15.0～No.130+13.0) |
| ト | 岐阜県養老郡養老町口ケ島から岐阜県養老郡養老町西岩道まで
平成 29 年 5 月 1 日 | (No.130+13.0～No.141+11.0) |
| チ | 岐阜県養老郡養老町西岩道から岐阜県養老郡養老町口ケ島まで
平成 29 年 4 月 1 日 | (養老IC ランプ部) |

別 紙 1

リ 岐阜県養老郡養老町口ケ島から岐阜県養老郡養老町大跡まで (養老IC 料金所部)

平成 28 年 12 月 1 日

又-1 岐阜県養老郡養老町西岩道から岐阜県養老郡養老町口ケ島まで

令和 7 年 4 月 1 日

又-2 岐阜県養老郡養老町口ケ島から岐阜県養老郡養老町市笠まで

令和 5 年 6 月 1 日

又-3 岐阜県養老郡養老町市笠から岐阜県養老郡養老町小倉まで

令和 5 年 6 月 1 日

又-4 岐阜県養老郡養老町小倉から岐阜県養老郡養老町一色まで

令和 8 年 1 月 1 日

又-5 岐阜県養老郡養老町一色から岐阜県養老郡養老町横屋まで

令和 7 年 4 月 1 日

又-6 岐阜県養老郡養老町横屋から岐阜県海津市南濃町徳田まで

令和 8 年 1 月 1 日

ル-1 岐阜県海津市南濃町徳田から三重県いなべ市北勢町二之瀬まで

令和 3 年 4 月 1 日

別 紙 1

ル-2 三重県いなべ市北勢町二之瀬から三重県いなべ市北勢町二之瀬まで
令和 4 年 4 月 1 日

ヲ-1 三重県いなべ市北勢町二之瀬から三重県いなべ市北勢町二之瀬まで
令和 6 年 4 月 1 日

ヲ-2 三重県いなべ市北勢町二之瀬から三重県いなべ市北勢町田辺まで
令和 5 年 4 月 1 日

ヲ-3 三重県いなべ市北勢町田辺から三重県いなべ市北勢町向平まで
令和 8 年 1 月 1 日

ヲ-4 三重県いなべ市北勢町向平から三重県いなべ市北勢町瀬木まで
令和 5 年 4 月 1 日

ヲ-5 三重県いなべ市北勢町瀬木から三重県いなべ市北勢町阿下喜まで
令和 7 年 4 月 1 日

ワ 三重県いなべ市北勢町阿下喜から三重県いなべ市北勢町阿下喜まで
平成 30 年 5 月 1 日

カ 三重県いなべ市北勢町阿下喜から三重県いなべ市北勢町阿下喜まで
令和 4 年 4 月 1 日

別 紙 1

- ヨ 三重県いなべ市北勢町阿下喜から三重県いなべ市北勢町阿下喜まで
令和 4 年 4 月 1 日
- タ 三重県いなべ市北勢町阿下喜から三重県いなべ市北勢町阿下喜まで
平成 30 年 5 月 1 日
- レ 三重県いなべ市北勢町阿下喜から三重県いなべ市北勢町阿下喜まで
令和 6 年 9 月 1 日
- ソ 三重県いなべ市北勢町阿下喜から三重県いなべ市北勢町阿下喜まで
令和 6 年 9 月 1 日
- ツ 三重県いなべ市北勢町阿下喜から三重県いなべ市北勢町治田外面まで
平成 30 年 5 月 1 日
- ネ 三重県いなべ市北勢町治田外面から三重県いなべ市北勢町治田外面まで
令和 元 年 9 月 1 日
- ナ 三重県いなべ市北勢町治田外面から三重県いなべ市北勢町治田外面まで
平成 30 年 5 月 1 日
- ラ 三重県いなべ市北勢町治田外面から三重県いなべ市大安町丹生川久下まで
令和 6 年 9 月 1 日

別 紙 1

ム 三重県いなべ市大安町丹生川久下から三重県いなべ市北勢町麻生田まで
平成 30 年 5 月 1 日

ウ 三重県いなべ市北勢町麻生田から三重県いなべ市北勢町麻生田まで
令和 6 年 4 月 1 日

ヰ 三重県いなべ市北勢町麻生田から三重県いなべ市大安町片樋まで
平成 30 年 5 月 1 日

ノ 三重県いなべ市大安町片樋から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 31 年 4 月 1 日

オ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 30 年 5 月 1 日

ク 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
令和 6 年 7 月 1 日

ヤ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 31 年 4 月 1 日

マ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 30 年 5 月 1 日

別 紙 1

ケ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
令和 3 年 7 月 1 日

フ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 30 年 5 月 1 日

コ-1 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
令和 3 年 7 月 1 日

コ-2 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
令和 3 年 4 月 1 日

エ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで (大安IC Eランプ土工部 E-No.32+3.32～E-No.24+4.0)
平成 30 年 12 月 1 日

テ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで (大安IC Eランプ橋梁部 E-No.24+4.0～E-No.15+0.0)
平成 30 年 8 月 1 日

ア 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで (大安IC料金所部 E-No.15+0.0～A2-No0+0)
平成 30 年 4 月 1 日

サ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで (大安IC A・Cランプ橋梁部 C2-No.0+0～C2-No.28+0.0)
平成 30 年 8 月 1 日

別 紙 1

- | | | |
|---|--|--|
| キ | 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 30 年 12 月 1 日 | (大安IC Cランプ土工部 C2-No.28+0.0～C2-No.59+1.3) |
| ユ | 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市員弁町北金井まで
平成 30 年 8 月 1 日 | (大安IC Cランプ土工部 C2-No.59+1.3～C2-No.77+9.2) |
| メ | 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市員弁町北金井まで
平成 30 年 8 月 1 日 | (大安IC Bランプ部 B-No.0+0～No.B-No.54+1.8) |
| ミ | 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市員弁町北金井まで
平成 30 年 8 月 1 日 | (No.327+0.0～No.289+17.0) |
| シ | 三重県いなべ市員弁町北金井から三重県員弁郡東員町大字南大社まで
平成 30 年 10 月 1 日 | (No.289+17.0～No.104+16.0) |
| エ | 三重県員弁郡東員町大字南大社から三重県員弁郡東員町大字南大社まで
平成 30 年 11 月 1 日 | (No.104+16.0～No.92+4.0) |
| ヒ | 三重県員弁郡東員町大字南大社から三重県員弁郡東員町大字南大社まで
平成 30 年 12 月 1 日 | (No.92+4.0～No.76+4.0) |
| モ | 三重県員弁郡東員町大字南大社から三重県員弁郡東員町大字長深まで
平成 30 年 10 月 16 日 | (No.76+4.0～No.67+11.0 内回り) |

別 紙 1

- | | | |
|----|---|-----------------------------|
| セ | 三重県員弁郡東員町大字南大社から三重県員弁郡東員町大字長深まで
平成 30 年 10 月 1 日 | (No.76+4.0～No.69+1.0 外回り) |
| ス | 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで
平成 30 年 9 月 1 日 | (No.67+11.0～No.57+5.0 内回り) |
| ン | 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで
平成 30 年 11 月 15 日 | (No.69+1.0～No.55+7.0 外回り) |
| イ' | 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで
平成 30 年 7 月 1 日 | (No.57+5.0～No.42+18.0 内回り) |
| ロ' | 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで
平成 30 年 7 月 1 日 | (No.55+7.0～No.51+11.0 外回り) |
| ハ' | 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで
平成 30 年 9 月 1 日 | (No.51+11.0～No.42+18.0 外回り) |
| 二' | 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで
平成 30 年 4 月 1 日 | (No.42+18.0～No.18+0.0 内回り) |
| ホ' | 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで
平成 30 年 6 月 1 日 | (No.42+18.0～No.33+17.0 外回り) |

別 紙 1

へ' 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで (No.33+17.0～No.18+0.0 外回り)
平成 30 年 4 月 1 日

ト' 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで (東員IC A・Dランプ部)
平成 30 年 4 月 1 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 29 年 10 月 22 日 (養老JCT～養老IC)
(供用開始)

平成 31 年 3 月 17 日 (大安IC～東員IC)
(供用開始)

令和 7 年 3 月 31 日 (いなべIC～大安IC)

令和 9 年 3 月 31 日 (養老IC～いなべIC)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

88, 377 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 80, 201 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中央自動車道 富士吉田線
(東京都三鷹市北野から東京都世田谷区大蔵まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都三鷹市北野	から
東京都世田谷区大蔵	まで

(ロ) 延長

東京都三鷹市北野	から	6. 4	キロメートル
東京都世田谷区大蔵	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 直轄事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
東京都三鷹市北野	から	第2種第1級	道路構造令
東京都世田谷区大蔵	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都三鷹市北野	から	80	6.4	
東京都世田谷区大蔵	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.25メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
東京都三鷹市北野 東京都世田谷区大蔵	から まで	6車線	6車線	

(ト)路肩の標準幅員

東京都三鷹市北野から東京都世田谷区大蔵まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	2. 50	0. 75	3. 25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
東京都三鷹市北野	から	—	メートル(土工部)	
東京都世田谷区大蔵	まで	—	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
関越自動車道 新潟線	東京都三鷹市北野	平面接続	本線
中央自動車道 富士吉田線	東京都三鷹市北野	立体接続	中央ジャンクション(仮称)
第一東海自動車道	東京都世田谷区大蔵	立体接続	東名ジャンクション(仮称)

(4)工事予算

767, 203 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

イ 東京都三鷹市北野から東京都世田谷区喜多見
平成 30 年 10 月 1 日

ロ 東京都世田谷区成城から東京都世田谷区喜多見
平成 24 年 5 月 17 日

ロ' 東京都世田谷区成城から東京都世田谷区喜多見
平成 30 年 10 月 1 日

ハ 東京都世田谷区喜多見から東京都世田谷区大蔵
平成 24 年 5 月 17 日

ニ 東京都三鷹市北野から東京都世田谷区喜多見
平成 29 年 3 月 1 日

ホ 東京都調布市東つつじヶ丘から東京都世田谷区喜多見
平成 29 年 3 月 1 日

・なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が直轄事業者から事業引き継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

921, 939 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 877, 994 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道伊勢線
(愛知県名古屋市中川区島井町から愛知県海部郡飛島村木場まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 伊勢線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

愛知県名古屋市中川区島井町	から
愛知県海部郡飛島村木場	まで

(ロ) 延長

愛知県名古屋市中川区島井町	から	12.2	キロメートル
愛知県海部郡飛島村木場	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
愛知県名古屋市中川区島井町	から	第2種第1級	道路構造令
愛知県海部郡飛島村木場	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
愛知県名古屋市中川区島井町	から	60	12. 2	
愛知県海部郡飛島村木場	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
愛知県名古屋市中川区島井町	から	4車線	4車線	
愛知県海部郡飛島村木場	まで			

(ト)路肩の標準幅員

愛知県名古屋市中川区島井町から愛知県海部郡飛島村木場まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
愛知県名古屋市中川区島井町 から	—	メートル(土工部)
愛知県海部郡飛島村木場 まで	2. 25	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
近畿自動車道 名古屋亀山線	愛知県名古屋市中川区島井町	平面接続 及び立体接続	名古屋西ジャンクション
市道高速1号 (名古屋高速道路)	愛知県名古屋市中川区島井町	立体接続	名古屋西ジャンクション
一般国道302号	愛知県名古屋市中川区服部	立体接続	千音寺南インターチェンジ
一般国道302号	愛知県名古屋市中川区かの里及 び愛知県名古屋市港区西蟹田	立体接続	富田インターチェンジ
一般国道302号	愛知県名古屋市港区南陽町大字 茶屋新田	立体接続	南陽インターチェンジ
一般国道302号	愛知県海部郡飛島村大字梅之郷	立体接続	飛島北インターチェンジ
近畿自動車道 名古屋神戸線	愛知県海部郡飛島村木場	立体接続	飛島ジャンクション
一般国道302号 (伊勢湾岸道路)	愛知県海部郡飛島村木場	立体接続	飛島ジャンクション

(4)工事予算

170, 390 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 愛知県名古屋市中川区島井町 から 愛知県名古屋市中川区島井町 まで
平成 24 年 5 月 17 日

ロ 愛知県名古屋市中川区島井町 から 愛知県名古屋市中川区服部 まで
平成 29 年 8 月 23 日

ハ 愛知県名古屋市中川区服部 から 愛知県名古屋市中川区供米田 まで
平成 30 年 9 月 1 日

ニ 愛知県名古屋市中川区供米田 から 愛知県名古屋市中川区かの里 まで
令和 2 年 4 月 1 日

ホ 愛知県名古屋市中川区かの里 から 愛知県名古屋市港区南陽町 まで
平成 30 年 9 月 1 日

別 紙 1

へ 愛知県名古屋市港区南陽町 から 愛知県海部郡飛島村大字梅之郷 まで
平成 29 年 8 月 23 日

ト 愛知県海部郡飛島村大字梅之郷 から 愛知県海部郡飛島村大字梅之郷 まで
令和 2 年 4 月 1 日

チ 愛知県海部郡飛島村大字梅之郷 から 愛知県海部郡飛島村木場 まで
平成 29 年 8 月 23 日

リ 愛知県海部郡飛島村木場 から 愛知県海部郡飛島村木場 まで
平成 29 年 8 月 23 日

又 愛知県海部郡飛島村木場 から 愛知県海部郡飛島村木場 まで
平成 24 年 5 月 17 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が、一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 3 年 5 月 1 日 (供用開始)

令和 9 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

178, 938 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 178, 458 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(甲府中央スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

山梨県甲府市大津町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道29号甲府中央右左口線	山梨県甲府市 大津町	立体接続	甲府中央スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

5,449 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 26 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 12 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6, 264 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線(山北スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の箇所

神奈川県足柄上郡山北町川西

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道10号河内川谷戸線	神奈川県足柄上郡 山北町川西	立体接続	山北スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

762 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 26 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,080 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(厚木PAスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

神奈川県厚木市山際	から
神奈川県厚木市関口	まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道2-46号線及び 市道B-266号線	神奈川県厚木市山際及び 神奈川県厚木市関口	立体接続	厚木PAスマートインターチェンジ

(4)工事予算

1, 288 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 26 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 2 年 9 月 26 日 (供用開始)

令和 8 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 469 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)(海津スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の箇所

岐阜県海津市南濃町志津新田

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
(仮称)海津34421号線	岐阜県海津市 南濃町志津新田	立体接続	海津スマートインターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

1, 518 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 26 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 679 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線(秦野丹沢スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の箇所

神奈川県秦野市横野	から
神奈川県秦野市戸川	まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道144号線及び市道146号線	神奈川県秦野市横野及び戸川	立体接続	秦野丹沢スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

702 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

平成 27 年 8 月 26 日

②工事の完成年月日

令和 4 年 4 月 16 日 (供用開始)

令和 6 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

761 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 761 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道138号(東富士五湖道路)(富士吉田忍野スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道138号
(有料道路名 : 東富士五湖道路)

(2) 工事の箇所

山梨県富士吉田市上吉田

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道農場線	山梨県富士吉田市上吉田	立体接続	富士吉田忍野スマートインター チェンジ

(4)工事予算

3, 355 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

平成 28 年 6 月 24 日

②工事の完成年月日

令和 4 年 7 月 24 日 (供用開始)

令和 5 年 7 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 539 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 3, 539 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道(豊橋PA(下り線))に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の箇所

愛知県豊橋市

(3) 工事予算

1, 985 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

平成 29 年 5 月 13 日

② 工事の完成予定年月日

別 紙 1

平成 31 年 4 月 12 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 150 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 138 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項）

中央自動車道西宮線（神坂スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

岐阜県中津川市神坂地内

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道神坂44号線、 市道神坂45号線	岐阜県中津川市神坂地内	立体接続	(仮称)神坂スマートインターチェン ジ

(4) 工事予算

2,702 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 29 年 8 月 31 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,943 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項）

中央自動車道西宮線（多賀スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県犬上郡多賀町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道多賀スマートインター線、町道四ツ屋胡宮線	滋賀県犬上郡多賀町	立体接続	多賀スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

3, 723 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 30 年 8 月 24 日

②工事の完成予定年月日

令和 5 年 4 月 29 日 (下り線)(供用開始)

令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 113 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線
(静岡県御殿場市駒門から静岡県駿東郡長泉町大字元長窪まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

静岡県御殿場市駒門	から
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪	まで

(ロ) 延長

静岡県御殿場市駒門	から	13.2	キロメートル
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
静岡県御殿場市駒門	から	第1種第1級	道路構造令
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
静岡県御殿場市駒門	から	120	13. 2	
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50メートル

及び

3. 75メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
静岡県御殿場市駒門 静岡県駿東郡長泉町大字元長窪	から まで	6車線	6車線	6車線化

(ト)路肩の標準幅員

静岡県御殿場市駒門から静岡県駿東郡長泉町大字元長窪まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	3. 00	3. 00	3. 00	1. 75	4. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	3. 00	3. 00	3. 00	1. 25	4. 25	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
静岡県御殿場市駒門	から	—	メートル(土工部)	
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪	まで	—	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
第一東海自動車道	静岡県御殿場市駒門	立体接続	御殿場ジャンクション
一般国道1号(伊豆縦貫自動車道) 及び県道大岡元長窪線	静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪	立体接続	長泉沼津インターチェンジ

(4)工事予算

14, 354 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 30 年 8 月 24 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 2 年 10 月 29 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

15, 282 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 14, 887 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道 横浜名古屋線
(静岡県駿東郡長泉町大字元長窪から静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

静岡県駿東郡長泉町大字元長窪	から
静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	まで

(ロ) 延長

静岡県駿東郡長泉町大字元長窪	から	131.5 キロメートル
静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪	から	第1種第1級	道路構造令
静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪	から	120	131.5	
静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50メートル
及び
3. 75メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪	から	6車線	6車線	6車線化
静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	まで			

(ト)路肩の標準幅員

静岡県駿東郡長泉町大字元長窪から静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	3. 00	3. 00	3. 00	1. 75	4. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	3. 00	3. 00	3. 00	1. 75	4. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	3. 00	3. 00	3. 00	1. 25	4. 25	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 から	— メートル(土工部)	
静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田 まで	— メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道1号(伊豆縦貫自動車道)及び 県道大岡元長窪線	静岡県駿東郡長泉町大字元長窪	立体接続	長泉沼津インターチェンジ
一般国道139号(西富士道路)及び 県道一色久沢線	静岡県富士市厚原	立体接続	新富士インターチェンジ
一般国道52号	静岡県静岡市清水区穴原	立体接続	新清水インターチェンジ
中部横断自動車道	静岡県静岡市清水区吉原	立体接続	新清水ジャンクション
県道清水富士宮線	静岡県静岡市清水区杉山	立体接続	清水いはらインターチェンジ
第一東海自動車道	静岡県静岡市清水区草ヶ谷	立体接続	清水ジャンクション
県道井川湖御幸線及び県道山脇大 谷線	静岡県静岡市葵区下	立体接続	新静岡インターチェンジ
一般国道1号及び県道静岡朝比奈藤 枝線	静岡県藤枝市岡部町入野	立体接続	藤枝岡部インターチェンジ
一般国道473号	静岡県島田市横岡新田	立体接続	島田金谷インターチェンジ
県道掛川天竜線	静岡県周智郡森町睦実	立体接続	森掛川インターチェンジ
一般国道152号	静岡県浜松市浜名区中瀬	立体接続	浜松浜北インターチェンジ

別 紙 1

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道474号 (三遠南信自動車道)	静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	立体接続	浜松いなさジャンクション
一般国道257号	静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田	立体接続	浜松いなさインターチェンジ
第一東海自動車道	静岡県浜松市浜名区三ヶ日町福長	立体接続	三ヶ日ジャンクション

(4)工事予算

70, 431 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 30 年 8 月 24 日

②工事の完成予定年月日

令和 2 年 7 月 16 日 (新静岡IC～藤枝岡部IC(上り線))(供用開始)
(長泉沼津IC～藤枝岡部IC(下り線))(供用開始)

別 紙 1

令和 2 年 10 月 29 日 (島田金谷IC～浜松いなさJCT(上下線))(供用開始)

令和 2 年 12 月 22 日 (長泉沼津IC～新静岡IC(上り線))(供用開始)
(藤枝岡部IC～島田金谷IC(上下線))(供用開始)

令和 3 年 7 月 16 日 (残事業一部完成)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

75, 047 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 73, 767 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道 名古屋神戸線
(三重県亀山市安坂山町から滋賀県甲賀市甲賀町岩室まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

三重県亀山市安坂山町	から
滋賀県甲賀市甲賀町岩室	まで

(ロ) 延長

三重県亀山市安坂山町	から	14.0	キロメートル
滋賀県甲賀市甲賀町岩室	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
三重県亀山市安坂山町 滋賀県甲賀市甲賀町岩室	から まで	第1種第1級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県亀山市安坂山町 滋賀県甲賀市甲賀町岩室	から まで	120	14. 0	

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50メートル
及び
3. 75メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
三重県亀山市安坂山町 滋賀県甲賀市甲賀町岩室	から まで	6車線	6車線	6車線化

(ト)路肩の標準幅員

三重県亀山市安坂山町から滋賀県甲賀市甲賀町岩室まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	3. 00 × 2	6. 00	3. 00	1. 75	4. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	3. 00 × 2	6. 00	3. 00	1. 25	4. 25	

(チ)付加車線の標準幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
三重県亀山市安坂山町	から	4. 50	メートル(土工部)	
滋賀県甲賀市甲賀町岩室	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

51, 503 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 4 年 7 月 22 日 (土山SA付近)(供用開始)

令和 5 年 3 月 30 日 (甲賀土山IC付近)(供用開始)

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

55, 856 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 53, 396 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項）

中央自動車道西宮線（諏訪湖スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

長野県諏訪市豊田	から
長野県岡谷市湊	まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
諏訪市道33225号線及び岡谷市道湊133号線	長野県諏訪市豊田及び 長野県岡谷市湊	立体接続	諏訪湖スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

2, 821 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 元 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 207 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道(岡崎阿知和スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の箇所

愛知県岡崎市西阿知和町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道岡崎阿知和スマートインター線	愛知県岡崎市西阿知和町	立体接続	岡崎阿知和スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2,064 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 元 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 449 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項）

第一東海自動車道（東郷スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の箇所

愛知県日進市米野木町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道スマートインター1号線及び市道 スマートインター2号線	愛知県日進市米野木町	立体接続	東郷スマートインターチェンジ(仮 称)

(4) 工事予算

1,433 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 元 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 637 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項）

東海北陸自動車道（城端スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の箇所

富山県南砺市立野原東

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道桜ヶ池クアガーデン線	富山県南砺市立野原東	立体接続	城端スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

952 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 5 年 12 月 16 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,103 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道
(岐阜県大野郡白川村大字鳩谷から富山県南砺市上中田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

岐阜県大野郡白川村大字鳩谷	から
富山県南砺市上中田	まで

(ロ) 延長

岐阜県大野郡白川村大字鳩谷	から	15.2	キロメートル
富山県南砺市上中田	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
岐阜県大野郡白川村大字鳩谷	から	第1種第3級	道路構造令
富山県南砺市上中田	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県大野郡白川村大字鳩谷	から	80	15. 2	
富山県南砺市上中田	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県大野郡白川村大字鳩谷	から	4車線	4車線	4車線化
富山県南砺市上中田	まで			

(ト)路肩の標準幅員

岐阜県大野郡白川村大字鳩谷から富山県南砺市上中田まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

※切土部については、左側路肩を堆雪余裕幅として5. 0m拡幅する

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
岐阜県大野郡白川村大字鳩谷	から	3. 00	メートル(土工部)	
富山県南砺市上中田	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

82, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

99, 090 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 94, 502 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)
(岐阜県土岐市泉町久尻から岐阜県可児市柿田まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

岐阜県土岐市泉町久尻	から
岐阜県可児市柿田	まで

(ロ) 延長

岐阜県土岐市泉町久尻	から	10.5 キロメートル
岐阜県可児市柿田	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
岐阜県土岐市泉町久尻	から	第1種第2級	道路構造令
岐阜県可児市柿田	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県土岐市泉町久尻	から	100	10. 5	
岐阜県可児市柿田	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県土岐市泉町久尻 岐阜県可児市柿田	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

岐阜県土岐市泉町久尻から岐阜県可児市柿田まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 75	1. 25	3. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
岐阜県土岐市泉町久尻	から	4. 50	メートル(土工部)	
岐阜県可児市柿田	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

34, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

41, 215 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 39, 307 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道尾鷲多気線
(三重県多気郡大台町大字菅合から三重県多気郡多気町丹生まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道尾鷲多気線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

三重県多気郡大台町大字菅合	から
三重県多気郡多気町丹生	まで

(ロ) 延長

三重県多気郡大台町大字菅合	から	13.4	キロメートル
三重県多気郡多気町丹生	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
三重県多気郡大台町大字菅合	から	第1種第3級	道路構造令
三重県多気郡多気町丹生	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県多気郡大台町大字菅合	から	80	13. 4	
三重県多気郡多気町丹生	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
三重県多気郡大台町大字菅合	から	4車線	4車線	4車線化
三重県多気郡多気町丹生	まで			

(ト)路肩の標準幅員

三重県多気郡大台町大字菅合から三重県多気郡多気町丹生まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
三重県多気郡大台町大字菅合	から	3. 00	メートル(土工部)	
三重県多気郡多気町丹生	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

60, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

71, 997 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 68, 664 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道(豊橋新城スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の箇所

愛知県新城市富岡	から
愛知県豊橋市石巻萩平町	まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
新城市道一鍬田大原線	愛知県新城市富岡	立体接続	豊橋新城スマートインターチェンジ (仮称)
豊橋市道石巻萩平町140号線	愛知県豊橋市石巻萩平町	立体接続	豊橋新城スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

3, 253 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 757 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中部横断自動車道(両河内スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中部横断自動車道

(2) 工事の箇所

静岡県静岡市清水区葛沢

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
静岡市道葛沢2号線	静岡県静岡市清水区葛沢	立体接続	両河内スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

3, 317 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 3 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,791 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道(富山県南砺市天池から富山県南砺市上川崎まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

富山県南砺市天池	から
富山県南砺市上川崎	まで

(ロ) 延長

富山県南砺市天池	から	7.7	キロメートル
富山県南砺市上川崎	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
富山県南砺市天池	から	第1種第3級	道路構造令
富山県南砺市上川崎	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
富山県南砺市天池	から	80	7.7	
富山県南砺市上川崎	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
富山県南砺市天池	から	4車線	4車線	4車線化
富山県南砺市上川崎	まで			

(ト)路肩の標準幅員

富山県南砺市天池から富山県南砺市上川崎まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25+1.75	3.00	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
富山県南砺市天池	から	3. 00	メートル(土工部)	
富山県南砺市上川崎	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

8, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

10,611 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 10,144 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項）

北陸自動車道（神田スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の箇所

滋賀県長浜市布勢町	から
滋賀県長浜市加田今町	まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道神田スマートIC上り線	滋賀県長浜市布勢町	立体接続	神田スマートインターチェンジ(仮称)
市道神田スマートIC下り線	滋賀県長浜市加田今町	立体接続	神田スマートインターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

2, 266 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 864 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項）

第二東海自動車道横浜名古屋線（大府IC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道横浜名古屋線

(2) 工事の箇所

愛知県大府市共和町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道55号線名古屋半田線 (知多半島道路)	愛知県大府市共和町	立体接続	大府インターチェンジ

(4) 工事予算

ー 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 5 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

－ 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 － 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道(岐阜県高山市清見町夏厩から岐阜県大野郡白川村大字鳩谷まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

岐阜県高山市清見町夏厩	から
岐阜県大野郡白川村大字鳩谷	まで

(なお、事業着手する区間については岐阜県高山市清見町二本木から岐阜県高山市清見町江黒までとする。)

(ロ) 延長

岐阜県高山市清見町夏厩	から	24.9(4.3) キロメートル
岐阜県大野郡白川村大字鳩谷	まで	

※ () 内は岐阜県高山市清見町二本木から岐阜県高山市清見町江黒までを表す。

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
岐阜県高山市清見町夏厩 岐阜県大野郡白川村大字鳩谷	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県高山市清見町夏厩 岐阜県大野郡白川村大字鳩谷	から まで	80	24. 9	

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県高山市清見町夏厩 岐阜県大野郡白川村大字鳩谷	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

岐阜県高山市清見町夏厩から岐阜県大野郡白川村大字鳩谷まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 25	1. 00	2. 25	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
岐阜県高山市清見町夏厩	から	3.00	メートル(土工部)	
岐阜県大野郡白川村大字鳩谷	まで	—	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

241,500 百万円(消費税込み)

(うち、岐阜県高山市清見町二本木から岐阜県高山市清見町江黒までの工事予算 29,200百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 16 年 3 月 31 日

(なお、上記については岐阜県高山市清見町二本木から岐阜県高山市清見町江黒までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

35, 561 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 33, 915 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については岐阜県高山市清見町二本木から岐阜県高山市清見町江黒までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

別紙 1－1 2 2 の次に次の別紙を加える。

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項）

中央自動車道西宮線（小牧オアシスIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

愛知県小牧市大字大草

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道年上坂28号線	愛知県小牧市大字大草	立体接続	小牧オアシスインターチェンジ
市道年上坂27号線	愛知県小牧市大字大草	立体接続	小牧オアシスインターチェンジ

(4) 工事予算

— 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手予定年月日

令和 6 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 12 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

- 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項）

中央自動車道西宮線（恵那峡SAスマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

岐阜県恵那市大井町	から
岐阜県恵那市東野	まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道大井町322号線	岐阜県恵那市大井町	立体接続	恵那峡SAスマートインターチェンジ(仮称)
市道東野103号線	岐阜県恵那市東野	立体接続	恵那峡SAスマートインターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

2, 507 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

令和 6 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 123 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋亀山線(大山田PAスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋亀山線

(2) 工事の箇所

三重県桑名市大字播磨	から
三重県桑名市大字蛸塚新田	まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道大山田スマートインター1号線 (仮称)	三重県桑名市大字播磨	立体接続	大山田PAスマートインターチェン ジ(仮称)
市道大山田スマートインター2号線 (仮称)	三重県桑名市大字蛸塚新田	立体接続	大山田PAスマートインターチェン ジ(仮称)

(4)工事予算

2, 605 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

令和 6 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 223 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	14,696百万円
H 1 9	24,995百万円
H 2 0	27,416百万円
H 2 1	32,076百万円
H 2 2	21,467百万円
H 2 3	19,581百万円
H 2 4	31,785百万円
H 2 5	48,923百万円
H 2 6	33,108百万円
H 2 7	106,065百万円
H 2 8	59,505百万円
H 2 9	61,859百万円
H 3 0	68,016百万円
R 1	87,750百万円
R 2	96,320百万円
R 3	95,645百万円
R 4	120,271百万円
R 5	107,578百万円
R 6	347,991百万円
R 7	239,515百万円
R 8	112,191百万円
R 9	76,274百万円
R 1 0	46,131百万円
R 1 1	42,786百万円
R 1 2	40,276百万円
R 1 3	39,470百万円
R 1 4	41,113百万円
R 1 5	39,906百万円
R 1 6	41,296百万円
R 1 7	40,026百万円
R 1 8	40,260百万円
R 1 9	40,622百万円
R 2 0	40,451百万円
R 2 1	40,985百万円
R 2 2	40,753百万円
R 2 3	40,378百万円
R 2 4	40,491百万円
R 2 5	40,894百万円
R 2 6	40,190百万円
R 2 7	40,310百万円
R 2 8	40,565百万円
R 2 9	40,463百万円
R 3 0	41,637百万円
R 3 1	39,957百万円
R 3 2	40,356百万円
R 3 3	41,201百万円
R 3 4	41,363百万円
R 3 5	41,407百万円
R 3 6	40,817百万円
R 3 7	41,069百万円
R 3 8	40,727百万円
R 3 9	40,489百万円
R 4 0	40,526百万円
R 4 1	40,016百万円
R 4 2	40,405百万円
R 4 3	40,939百万円
R 4 4	41,073百万円
R 4 5	40,940百万円
R 4 6	40,939百万円
R 4 7	40,939百万円
R 4 8	40,939百万円
R 4 9	40,939百万円
R 5 0	40,939百万円
R 5 1	40,939百万円
R 5 2	40,939百万円
R 5 3	39,929百万円

(注1) 平成18年度から令和5年度までは実績値を記載している

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	97,991百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

(協定第7条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

中日本高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

(消費税込み)

年度	無利子貸付計画額
H 2 6	8百万円
H 2 7	119百万円
H 2 8	310百万円
H 2 9	862百万円
H 3 0	666百万円
R 1	1,099百万円
R 2	2,038百万円
R 3	1,794百万円
R 4	1,078百万円
R 5	1,280百万円
R 6	1,180百万円
R 7	717百万円
R 8	4,070百万円
R 9	3,317百万円
R 1 0	651百万円
R 1 1	1,112百万円
R 1 2	1,115百万円
R 1 3	0百万円
R 1 4	0百万円
R 1 5	0百万円
R 1 6	0百万円
R 1 7	0百万円
R 1 8	0百万円
R 1 9	0百万円
R 2 0	0百万円
R 2 1	0百万円
R 2 2	0百万円
R 2 3	0百万円
R 2 4	0百万円
R 2 5	0百万円
R 2 6	0百万円
R 2 7	0百万円
R 2 8	0百万円
R 2 9	0百万円
R 3 0	0百万円
R 3 1	0百万円
R 3 2	0百万円
R 3 3	0百万円
R 3 4	0百万円
R 3 5	0百万円
R 3 6	0百万円
R 3 7	0百万円
R 3 8	0百万円
R 3 9	0百万円
R 4 0	0百万円
R 4 1	0百万円
R 4 2	0百万円
R 4 3	0百万円
R 4 4	0百万円
R 4 5	0百万円
R 4 6	0百万円
R 4 7	0百万円
R 4 8	0百万円
R 4 9	0百万円
R 5 0	0百万円
R 5 1	0百万円
R 5 2	0百万円
R 5 3	0百万円

(注1) 平成26年度から令和5年度までは実績値を記載している

別紙6を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第8号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

中日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分		うち構造物等分	
				うち盛土・切土・ のり面構築物等分	うち橋梁・ トンネル等分
H 1 8	(472,195百万円) 484,094百万円	(86,431百万円) 74,294百万円	(307,137百万円) 316,083百万円	(81,338百万円) 69,250百万円	(225,799百万円) 246,833百万円
H 1 9	(482,966百万円) 484,615百万円	(96,496百万円) 80,890百万円	(342,904百万円) 344,144百万円	(90,810百万円) 75,398百万円	(252,094百万円) 268,746百万円
H 2 0	(466,881百万円) 456,343百万円	(94,180百万円) 76,802百万円	(334,674百万円) 326,751百万円	(88,630百万円) 71,587百万円	(246,044百万円) 255,164百万円
H 2 1	(355,494百万円) 329,680百万円	(70,563百万円) 54,376百万円	(250,751百万円) 231,341百万円	(66,405百万円) 50,684百万円	(184,346百万円) 180,657百万円
H 2 2	(350,323百万円) 340,782百万円	(69,626百万円) 52,677百万円	(247,421百万円) 224,113百万円	(65,524百万円) 49,100百万円	(181,897百万円) 175,012百万円
H 2 3	(352,605百万円) 355,511百万円	(57,106百万円) 57,620百万円	(242,956百万円) 245,142百万円	(53,229百万円) 53,708百万円	(189,727百万円) 191,434百万円
H 2 4	(346,816百万円) 365,770百万円	(55,233百万円) 58,584百万円	(234,987百万円) 249,243百万円	(51,483百万円) 54,606百万円	(183,504百万円) 194,637百万円
H 2 5	(348,386百万円) 376,626百万円	(44,204百万円) 53,781百万円	(188,066百万円) 228,811百万円	(41,203百万円) 50,130百万円	(146,863百万円) 178,682百万円
H 2 6	(441,426百万円) 496,478百万円	(62,649百万円) 77,803百万円	(266,540百万円) 331,014百万円	(58,396百万円) 72,521百万円	(208,144百万円) 258,492百万円
H 2 7	(454,427百万円) 516,780百万円	(63,317百万円) 71,890百万円	(269,384百万円) 305,855百万円	(59,019百万円) 67,009百万円	(210,365百万円) 238,846百万円
H 2 8	(487,216百万円) 517,367百万円	(71,833百万円) 77,156百万円	(305,612百万円) 328,260百万円	(66,956百万円) 71,918百万円	(238,656百万円) 256,342百万円
H 2 9	(501,944百万円) 531,720百万円	(60,359百万円) 65,634百万円	(256,796百万円) 279,241百万円	(56,261百万円) 61,178百万円	(200,535百万円) 218,062百万円
H 3 0	(505,138百万円) 540,787百万円	(49,202百万円) 56,023百万円	(209,328百万円) 238,347百万円	(45,861百万円) 52,219百万円	(163,467百万円) 186,128百万円
R 1	(498,866百万円) 535,683百万円	(29,381百万円) 36,154百万円	(125,003百万円) 153,818百万円	(27,387百万円) 33,700百万円	(97,616百万円) 120,118百万円
R 2	(498,593百万円) 418,155百万円	(34,176百万円) 19,987百万円	(145,402百万円) 85,034百万円	(31,856百万円) 18,630百万円	(113,546百万円) 66,404百万円
R 3	(448,897百万円) 473,855百万円	(17,834百万円) 59,197百万円	(75,873百万円) 251,853百万円	(16,623百万円) 55,178百万円	(59,250百万円) 196,675百万円
R 4	(436,227百万円) 521,534百万円	(-9,084百万円) 48,447百万円	(-38,650百万円) 146,042百万円	(-8,468百万円) 45,158百万円	(-30,182百万円) 160,959百万円
R 5	(423,176百万円) 524,461百万円	(-29,745百万円) 59,932百万円	(-65,471百万円) 254,981百万円	(-27,726百万円) 55,863百万円	(-98,824百万円) 199,118百万円
R 6	505,930百万円	6,289百万円	26,756百万円	5,862百万円	20,894百万円
R 7	495,289百万円	-16,700百万円	-71,049百万円	-15,566百万円	-55,483百万円
R 8	480,688百万円	31,639百万円	134,607百万円	29,491百万円	105,116百万円
R 9	483,778百万円	44,380百万円	188,815百万円	41,367百万円	147,448百万円
R 1 0	486,145百万円	51,634百万円	219,674百万円	48,128百万円	171,546百万円
R 1 1	491,677百万円	49,526百万円	210,709百万円	46,164百万円	164,545百万円
R 1 2	490,005百万円	9,849百万円	41,902百万円	9,180百万円	32,722百万円
R 1 3	494,078百万円	71,870百万円	305,771百万円	66,991百万円	238,780百万円
R 1 4	495,390百万円	75,711百万円	322,111百万円	70,571百万円	251,540百万円
R 1 5	499,208百万円	72,083百万円	306,676百万円	67,189百万円	239,487百万円
R 1 6	503,366百万円	70,980百万円	301,982百万円	66,161百万円	235,821百万円
R 1 7	498,515百万円	70,824百万円	301,318百万円	66,015百万円	235,303百万円
R 1 8	489,408百万円	66,130百万円	281,349百万円	61,640百万円	219,709百万円
R 1 9	483,164百万円	62,224百万円	264,729百万円	57,999百万円	206,730百万円
R 2 0	476,853百万円	65,334百万円	277,962百万円	60,898百万円	217,064百万円
R 2 1	471,702百万円	64,305百万円	273,584百万円	59,939百万円	213,645百万円
R 2 2	463,101百万円	74,514百万円	317,019百万円	69,455百万円	247,564百万円
R 2 3	456,562百万円	73,425百万円	312,385百万円	68,440百万円	243,945百万円
R 2 4	450,541百万円	72,341百万円	307,772百万円	67,429百万円	240,343百万円
R 2 5	445,716百万円	71,417百万円	303,841百万円	66,568百万円	237,273百万円
R 2 6	437,726百万円	70,129百万円	298,363百万円	65,368百万円	232,995百万円
R 2 7	430,699百万円	68,866百万円	292,989百万円	64,190百万円	228,799百万円
R 2 8	424,276百万円	67,686百万円	287,968百万円	63,090百万円	224,878百万円
R 2 9	419,395百万円	66,841百万円	284,375百万円	62,303百万円	222,072百万円
R 3 0	411,659百万円	65,267百万円	277,675百万円	60,835百万円	216,840百万円
R 3 1	405,622百万円	64,497百万円	274,400百万円	60,118百万円	214,282百万円
R 3 2	398,607百万円	63,186百万円	268,824百万円	58,896百万円	209,928百万円
R 3 3	393,316百万円	62,102百万円	264,211百万円	57,885百万円	206,326百万円
R 3 4	385,458百万円	60,684百万円	258,180百万円	56,564百万円	201,616百万円
R 3 5	378,493百万円	59,446百万円	252,911百万円	55,410百万円	197,501百万円
R 3 6	371,498百万円	58,314百万円	248,095百万円	54,355百万円	193,740百万円
R 3 7	365,642百万円	57,234百万円	243,502百万円	53,348百万円	190,154百万円
R 3 8	357,886百万円	55,924百万円	237,928百万円	52,127百万円	185,801百万円
R 3 9	351,211百万円	54,786百万円	233,088百万円	51,067百万円	182,021百万円
R 4 0	344,653百万円	53,621百万円	228,129百万円	49,980百万円	178,149百万円
R 4 1	339,588百万円	52,816百万円	224,704百万円	49,230百万円	175,474百万円
R 4 2	331,104百万円	51,248百万円	218,032百万円	47,768百万円	170,264百万円
R 4 3	323,711百万円	49,847百万円	212,073百万円	46,463百万円	165,610百万円
R 4 4	316,971百万円	48,632百万円	206,904百万円	45,330百万円	161,574百万円
R 4 5	311,584百万円	47,703百万円	202,954百万円	44,465百万円	158,489百万円
R 4 6	306,537百万円	46,812百万円	199,159百万円	43,633百万円	155,526百万円
R 4 7	302,740百万円	46,141百万円	196,305百万円	43,008百万円	153,297百万円
R 4 8	298,942百万円	45,577百万円	193,904百万円	42,482百万円	151,422百万円
R 4 9	296,356百万円	45,119百万円	191,960百万円	42,056百万円	149,904百万円
R 5 0	291,349百万円	44,128百万円	187,740百万円	41,132百万円	146,608百万円
R 5 1	287,553百万円	43,457百万円	184,885百万円	40,506百万円	144,379百万円
R 5 2	283,755百万円	42,785百万円	182,030百万円	39,881百万円	142,149百万円
R 5 3	219,071百万円	31,643百万円	134,622百万円	29,494百万円	105,128百万円

(注1) 平成18年度から令和5年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 7 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

中日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(589,562百万円) 607,357百万円
H 1 9	(599,122百万円) 606,762百万円
H 2 0	(585,472百万円) 569,080百万円
H 2 1	(477,225百万円) 446,639百万円
H 2 2	(475,906百万円) 461,606百万円
H 2 3	(474,594百万円) 482,245百万円
H 2 4	(476,380百万円) 500,097百万円
H 2 5	(480,109百万円) 513,150百万円
H 2 6	(579,896百万円) 640,747百万円
H 2 7	(599,015百万円) 667,358百万円
H 2 8	(641,255百万円) 677,818百万円
H 2 9	(656,484百万円) 692,824百万円
H 3 0	(666,449百万円) 708,762百万円
R 1	(668,580百万円) 712,083百万円
R 2	(687,342百万円) 600,030百万円
R 3	(645,542百万円) 676,956百万円
R 4	(628,821百万円) 720,416百万円
R 5	(630,991百万円) 738,586百万円
R 6	711,991百万円
R 7	690,806百万円
R 8	647,538百万円
R 9	650,156百万円
R 1 0	652,613百万円
R 1 1	654,984百万円
R 1 2	653,730百万円
R 1 3	659,965百万円
R 1 4	662,159百万円
R 1 5	661,736百万円
R 1 6	665,155百万円
R 1 7	660,133百万円
R 1 8	651,536百万円
R 1 9	644,733百万円
R 2 0	638,133百万円
R 2 1	633,183百万円
R 2 2	624,658百万円
R 2 3	617,849百万円
R 2 4	611,042百万円
R 2 5	605,877百万円
R 2 6	597,425百万円
R 2 7	590,619百万円
R 2 8	583,811百万円
R 2 9	578,573百万円
R 3 0	570,193百万円
R 3 1	563,387百万円
R 3 2	556,579百万円
R 3 3	551,273百万円
R 3 4	542,981百万円
R 3 5	536,181百万円
R 3 6	529,383百万円
R 3 7	524,002百万円
R 3 8	515,784百万円
R 3 9	508,986百万円
R 4 0	502,187百万円
R 4 1	496,731百万円
R 4 2	488,589百万円
R 4 3	481,790百万円
R 4 4	474,991百万円
R 4 5	469,635百万円
R 4 6	464,465百万円
R 4 7	460,576百万円
R 4 8	456,685百万円
R 4 9	454,037百万円
R 5 0	448,909百万円
R 5 1	445,021百万円
R 5 2	441,132百万円
R 5 3	427,746百万円

(注1) 平成18年度から令和5年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

別紙8中、1.(1)②へのうち、

「糸貫」を「本巢」に、「北勢」を「いなべ」に改める。

別紙8中、1.(1)④イ(ロ)のうち、

「(この場合、適用する割引制度は、上限料金の引下げに係る割引及び深夜割引に限る。)」を「(この場合、適用する割引制度は、上限料金の引下げに係る割引及び深夜割引(ただし、中日本高速道路会社が別に定める日以降からは上限料金の引下げに係る割引に限る)に限る。)に改める。

別紙8中、1.(2)②ロ(イ)イのうち、

「道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第35条の3第1項第13号」を「道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第35条の3第1項第11号」に改める。

別紙8中、1.(2)③に次の項目を追加する。

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までとする。

別紙8中、1.(2)④のうち、

「④平日朝夕割引」を「④平日朝夕割引(マイレージ登録)」に改める。

別紙8中、1.(2)④ロ(ハ)ロaのうち、

「対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。」を「対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値(ただし、中日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え600キロメートル以下の場合は、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え800キロメートル以下の場合は、105を対距離制区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。)。」に改める。

別紙8中、1.(2)⑤ロ(ハ)ロaのうち、

「対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。」を「対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値(ただし、中日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え600キロメートル以下の場合は、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え800キロメートル以下の場合は、105を対距離制

区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。)。」に改める。

別紙8中、1.(2)⑥イのうち、

「ただし、交通混雑期の交通の分散又は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)付則第1条の2に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として」を「ただし、交通混雑期の交通の分散又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第1条第15号に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として」に改める。

別紙8中、1.(2)⑥ロ(ロ) a のうち、

「対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。」を「対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値(ただし、中日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え600キロメートル以下の場合は、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え800キロメートル以下の場合は、105を対距離制区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。)。」に改める。

別紙8中、1.(2)⑪ロ(ロ)のうち、

「糸貫」を「本巢」に、「北勢」を「いなべ」に改める。

別紙8中、1.(2)⑰イのうち

「ただし、交通混雑期の交通の分散又は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)付則第1条の2に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として」を「ただし、交通混雑期の交通の分散又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第1条第15号に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として」に改める。

別紙8中、1.(2)⑱から㉔を次のとおり改める。

⑱深夜割引(マイレージ登録)

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、午後10時から翌午前5時までの間(以下「深夜割引時間帯」という。)に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行する自動車。

ロ 割引率等

料金の額から、走行経路に基づく距離(以下「走行距離」という。)及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次式により算出した率(率を算出するための距離は、別添3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程、別添5に定める一般有料道路等のキロ程、別添8に定める二輪車定率割引で用いるキロ程及び中日本高速道路株式会社が別に定めるキロ程(以下「深夜割引キロ程」という。)を用いるものとする。以下⑲から㉔まで同じ。ただし、別添6のうち西湘バイパス及び小田原厚木道路(以下「距離対象外区間」という。)は70パーセントとする。)を対距離制区間、区間料金制区間又は別添6に掲げる高速道路の別に乗じて算出した額(それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。以下「深夜割引後の料金の額」という。)を差し引いた額(ただし、10円を下限とする。)を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

$100 - (L1 \div L2 \times W)$ (単位: パーセント)

(注) 上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1: 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計(深夜割引時間帯毎の走行距離は、中日本

高速道路株式会社が深夜割引キロ程に記載するインターチェンジ等を通過した記録等を用いて深夜割引時間帯に走行したものと推計した距離とする。ただし、大型車及び特大車(別添1-1に掲げる自動車の種類がル及びタ、別添1-2に掲げる自動車の種類がヌ及び力を除く。)(以下「大型貨物自動車等」という。))は走行1時間あたり90 キロメートルまでの距離(以下「上限距離(大型貨物等)」という。)、大型貨物自動車等以外の自動車は走行1時間あたり105キロメートルまでの距離(以下「上限距離(大型貨物等以外)」という。))とし、深夜割引時間帯の走行時間が4時間を超える場合は、大型貨物自動車等は上限距離(大型貨物等)360キロメートルを下限として上限距離(大型貨物等)から45キロメートルを、大型貨物自動車等以外の自動車は上限距離(大型貨物等以外)420キロメートルを下限として上限距離(大型貨物等以外)から52.5キロメートルを深夜割引時間帯毎に減じるものとする。以下同じ。)(単位: キロメートル)

L2: 走行距離(単位: キロメートル)

W : 30

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日以降とする。

⑱深夜割引(コーポレート契約)

イ 割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、深夜割引時間帯に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行する自動車。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次式により算出した率(ただし、距離対象外区間は70パーセントとする。)を対距離制区間、区間料金制区間又は別添6に掲げる高速道路の別に乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。(ただし、料金の額から10円を差し引いた額を上限とする。)

$100 - (L1 \div L2 \times W)$ (単位: パーセント)

(注) 上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1: 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計(単位: キロメートル)

L2: 走行距離(単位: キロメートル)

W : 30

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日以降とする。

⑳深夜割引(マイレージ登録)経過措置

イ 割引をする自動車

⑱イに掲げる自動車のうち、次の(イ)又は(ロ)のいずれかの要件に該当する自動車。

(イ) 午後10時から1時間を経過するまでの間(以下「経過措置時間帯」という。))に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を流出する自動車(ただし、距離対象外区間においては通行料金の請求を受ける料金所のみを通行する場合は、当該自動車。以下㉑において同じ。))。

(ロ) 走行距離が1,000キロメートルを超える自動車。

ロ 割引率等

料金の額から、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次により算出した率(ただし、距離対象外区間は80パーセントとする。)を対距離制区間、区間料金制区間又は別添6に掲げる高速道路の別に乗じて算出した額(それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、

10円単位の端数処理を行った額とする。以下「経過措置後の料金の額」という。)を差し引いた額(ただし、10円を下限とする。)を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

(イ) イ(イ)のみの要件に該当する自動車

$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W') \div L2$ (単位: パーセント)

(注) 上記式においてL1、L'1、L2、W、W'は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1 : 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計(単位: キロメートル)

L'1 : 経過措置時間帯の走行距離(複数の深夜割引時間帯を跨ぎ走行した場合には、最終の経過措置時間帯の走行距離とする。以下同じ。)(単位: キロメートル)

L2 : 走行距離(単位: キロメートル)

W : 30

W' : 20

(ロ) イ(ロ)のみの要件に該当する自動車

$100 - (L1 + L2 - 1,000) \times W \div L2$ (単位: パーセント)

ただし、上記式により算出した率が100-Wを下回る場合は100-Wとする。

(注) 上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1 : 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計(単位: キロメートル)

L2 : 走行距離(単位: キロメートル)

W : 30

(ハ) イ(イ)かつイ(ロ)の要件に該当する自動車

$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W'1 + (L2 - 1,000) \times W'2) \div L2$ (単位: パーセント)

ただし、上記式により算出した率が100-W'2を下回る場合は100-W'2とする。

(注) 上記式においてL1、L'1、L2、W、W'1、W'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1 : 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計(単位: キロメートル)

L'1 : 経過措置時間帯の走行距離(単位: キロメートル)

L2 : 走行距離(単位: キロメートル)

W : 30

W'1 : 20

W'2 : L1とL'1が同一である場合は20、L1がL'1より大きい場合は30

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める期間とする。

②深夜割引(コーポレート契約)経過措置

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、次の(イ)又は(ロ)のいずれかの要件に該当する自動車。

(イ) 経過措置時間帯に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を流出する自動車。

(ロ) 走行距離が1,000キロメートルを超える自動車。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次により算出した率(ただし、距離対象外区間は80パーセントとする。)を 対距離制区間、区間料金制区間又は別添6に掲げる高速道路の別に乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。(ただし、料金の額から10円を差し引いた額を上限とする。)

(イ) イ(イ)のみの要件に該当する自動車

$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W') \div L2$ (単位: パーセント)

(注) 上記式においてL1、L'1、L2、W、W'は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1 : 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計(単位: キロメートル)

L'1 : 経過措置時間帯の走行距離(単位: キロメートル)

L2 : 走行距離(単位:キロメートル)

W : 30

W' : 20

(ロ) イ(ロ)のみの要件に該当する自動車

$100 - (L1 + L2 - 1,000) \times W \div L2$ (単位:パーセント)

ただし、上記式により算出した率が $100 - W$ を下回る場合は $100 - W$ とする。

(注)上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1: 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計(単位:キロメートル)

L2: 走行距離(単位:キロメートル)

W : 30

(ハ) イ(イ)かつイ(ロ)の要件に該当する自動車

$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W'1 + (L2 - 1,000) \times W'2) \div L2$ (単位:パーセント)

ただし、上記式により算出した率が、 $100 - W'2$ を下回る場合は $100 - W'2$ とする。

(注)上記式においてL1、L'1、L2、W、W'1、W'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1 : 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計(単位:キロメートル)

L'1 : 経過措置時間帯の走行距離(単位:キロメートル)

L2 : 走行距離(単位:キロメートル)

W : 30

W'1 : 20

W'2: L1 と L'1 が同一である場合は20、L1 が L'1 より大きい場合は30

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める期間とする。

②割引相互間の適用関係

イ 割引相互間の重複適用関係

①から③まで及び⑥から⑪までに定める割引相互間の重複適用関係は別添7のとおりとする。

ロ 重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添7において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ ⑮及び⑳の割引相互間における重複適用関係

⑮と⑳の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑮は適用しないものとする。

ニ ⑲及び㉑の割引相互間における重複適用関係

⑲と㉑の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑲は適用しないものとする。

ホ ④と①、③、⑥、⑧から⑮まで、⑰、⑱又は㉒の割引相互間における重複適用関係

(イ)④と①、⑧又は⑫から⑭までは、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。

(ロ)④と③、⑥、⑨から⑪まで、⑮、⑰、⑱又は㉒の割引適用要件に該当する自動車の場合、④の割引は適用しないものとする。ただし、次の算式により算出した額が正の数となる場合は、これを差し引いた額を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

A-B

(注)上記式において、A、Bは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A: ⑨、⑩又は⑪の割引を適用した額

B: ④ロの(イ)から(ハ)により算出した額

ヘ ⑤と②、③、⑥、⑧から⑭まで、⑯、⑲又は㉓の割引相互間における重複適用関係

(イ)⑤と⑧又は⑫から⑭までの割引適用要件に該当する自動車の場合、⑧又は⑫から⑭までの割引適用後に、⑤の割引を適用する。

(ロ)⑤と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、次式により算

出した額に②の割引を適用する。

$$A - (A - B) \times 2$$

(注)上記式において、A、Bは、それぞれ次の値を表すものとする。

A: (1)に定める料金の額(ただし、⑨又は⑩の割引適用要件に該当する自動車の場合は、当該割引を適用した額とする。)

B: 月間適用回数(コーポレート契約)が10回以上の場合における、⑤口の(イ)から(ハ)で算出した料金の額

(ハ)⑤と⑬の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、⑬の割引を適用する。

(ニ)⑤と③又は、⑥、⑭又は⑰の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引は適用しないものとする。

(ホ)⑤と⑨から⑪までの割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ト ⑬又は⑳と①、⑥から⑮まで又は⑱の割引相互間における重複適用関係

(イ)⑬又は⑳と①、⑦イのうち表中3に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までは、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。なお、⑦イのうち表中3に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までについては、⑦イのうち表中3に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までの割引適用後に、⑬又は⑳の割引を適用する。

(ロ)⑬又は⑳と⑥、⑦イのうち表中3を除くもの、⑨から⑪まで、⑮又は⑱の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑬又は⑳は適用しないものとする。ただし、次の算式により算出した額が正の数となる場合は、これを中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

$$A - B$$

(注)上記式において、A、Bは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A: ⑥、⑦イのうち表中3を除くもの、⑨、⑩又は⑪の割引を適用した額

B: 深夜割引後の料金の額又は経過措置後の料金の額

チ ⑱又は㉑と②、⑥から⑭まで又は⑯の割引相互間における重複適用関係

(イ)⑱又は㉑と⑦イのうち表中3に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までは、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。なお、⑦イのうち表中3に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までについては、⑦イのうち表中3に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までの割引適用後に、⑱又は㉑の割引を適用する。

(ロ)⑱又は㉑と②又は⑯は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑱又は㉑の割引適用後に、②又は⑯の割引を適用する。

(ハ)⑱又は㉑と⑥、⑦イのうち表中3を除くもの、⑨、⑩又は⑪の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

別紙8中、1.(2)㉓のうち、

「③又は⑥に定める方法により算出した割引適用後の額が、平成28年3月31日時点の割引適用後の料金の額(以下「従前の割引適用後の額」という。)を超える場合には、従前の割引適用後の額を適用するものとする。」を「③又は⑥に定める方法により算出した平成28年4月1日時点の割引適用後の額が、平成28年3月31日時点の割引適用後の料金の額を超える場合には、平成28年3月31日時点の割引方法により算出した後の額を適用するものとする。」に改める。

別紙8中、1.(7)を削る。

別紙8中、別添3のうち、

	恵那
中津川西	6.5

を

		恵那
	恵那峡 SA スマート	3.9
中津川西	2.6	6.5

に

	小牧 ジャンクション
小牧東	7.1

を

		小牧 ジャンクション
	小牧オアシス	4.3
小牧東	2.8	7.1

に

	桑名
桑名東	3.9

を

		桑名
	大山田 PA スマート	2.6
桑名東	1.3	3.9

に改める。

別紙8中、別添5のうち、

「糸貫」を「本巢」に、「北勢」を「いなべ」に改める。

別紙特 1 を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号、4号及び5号に定める協定記載事項)

**特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る
債務引受限度額**

1. 先行特定更新等工事の内容

(1) 機構法第13条第1項第3号に規定する先行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
高速自動車国道 中央自動車道 富士吉田線	東京都杉並区上高井戸	山梨県富士吉田市上吉田
高速自動車国道 中央自動車道 西宮線	山梨県大月市大月町花咲	滋賀県東近江市尻無町(八日市インターチェンジを含む)
高速自動車国道 中央自動車道 長野線	長野県岡谷市川岸	長野県安曇野市豊科高家(安曇野インターチェンジを含む)
高速自動車国道 第一東海自動車道	東京都世田谷区砧公園	愛知県小牧市大字村中
高速自動車国道 東海北陸自動車道	愛知県一宮市大和町北高井	富山県小矢部市水島
高速自動車国道 第二東海自動車道 横浜名古屋線	愛知県豊田市岩倉町	愛知県東海市新宝町
高速自動車国道 北陸自動車道	富山県下新川郡朝日町月山(朝日インターチェンジを含む)	滋賀県米原市三吉
高速自動車国道 近畿自動車道 伊勢線	愛知県亀山市関町木崎	三重県伊勢市楠部町
高速自動車国道 近畿自動車道 名古屋亀山線	愛知県名古屋市緑区大高町	三重県亀山市木下町
高速自動車国道 近畿自動車道 名古屋神戸線	愛知県海部郡飛島村木場	滋賀県甲賀市甲賀町岩室(甲賀土山インターチェンジを含まない)
高速自動車国道 近畿自動車道 尾鷲多気線	三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島	三重県多気郡多気町丹生
一般国道1号(新湘南バイパス)	神奈川県藤沢市城南	神奈川県茅ヶ崎市柳島
一般国道1号(西湘バイパス)	神奈川県中郡二宮町二宮	神奈川県小田原市風祭
一般国道271号(小田原厚木道路)	神奈川県小田原市板橋	神奈川県厚木市酒井
一般国道302号(伊勢湾岸道路)	愛知県東海市新宝町	愛知県海部郡飛島村金岡
一般国道475(東海環状自動車道)	愛知県豊田市岩倉町山ノ神	岐阜県関市広見町

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、先行特定更新等工事で行う工事の内容及び債務引受限度額は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算	債務引受 限度額
橋梁更新	床版	・橋梁の床版取替、床版全面打替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	106 キロメートル	1,091,977 百万円	1,745,014 百万円
	桁	・橋梁の上部構造の取替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	2 キロメートル	17,780 百万円	
橋梁修繕	床版	・橋梁の床版の補修、補強(床版増厚、炭素繊維補強、剥落防止対策、SFRC、高性能床版防水、表面被覆、電気化学的防食、鋼床版の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	125 キロメートル	60,342 百万円	
	桁	・橋梁の上部構造の補修、補強(炭素繊維補強、剥落防止対策、外ケーブル補強、表面被覆、電気化学的防食、鋼構造物の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	58 キロメートル	114,051 百万円	
土構造物修繕	盛土 切土	・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(グラウンドアンカー、水抜ボーリング、碎石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	4,977 箇所	80,705 百万円	
トンネル修繕	本体 覆工	・トンネル本体の補修、補強(インパートの設置等)及びトンネル覆工コンクリートの補修、補強(炭素繊維補強、ロックボルト補強、内巻補強、剥落防止対策、背面空洞注入等)等、トンネル全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	35 キロメートル	202,613 百万円	

2. 後行特定更新等工事の内容

(1) 機構法第13条第1項第4号に規定する後行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
高速自動車国道 中央自動車道 富士吉田線	東京都杉並区高井戸西	山梨県南都留郡富士河口湖町大字船津字剣丸尾
高速自動車国道 中央自動車道 西宮線	山梨県大月市大月町花咲	滋賀県東近江市中小路町狐山
高速自動車国道 中央自動車道 長野線	長野県岡谷市川岸東	長野県安曇野市豊科町大字南穂高
高速自動車国道 第一東海自動車道	神奈川県川崎市宮前区南平台	愛知県小牧市大字村中字松原
高速自動車国道 東海北陸自動車道	愛知県一宮市大字大毛字沖	富山県小矢部市水島
高速自動車国道 第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県御殿場市駒門	静岡県浜松市北区引佐町東黒田
高速自動車国道 北陸自動車道	滋賀県米原市樋口	富山県下新川郡朝日町月山
高速自動車国道 近畿自動車道 伊勢線	三重県津市芸濃町楠原字北山	三重県伊勢市勢田町字中起
高速自動車国道 近畿自動車道 名古屋亀山線	愛知県名古屋市西区二方町	三重県津市芸濃町楠原字北山
高速自動車国道 近畿自動車道 名古屋神戸線	三重県亀山市辺法寺町	滋賀県甲賀市甲賀町岩室
高速自動車国道 近畿自動車道 尾鷲多気線	三重県多気郡多気町丹生	三重県度会郡大紀町崎字沖田
高速自動車国道近畿自動車道敦賀線	福井県三方郡美浜町山上	福井県敦賀市高野
高速自動車国道中部横断自動車道	静岡県静岡市清水区吉原	山梨県南巨摩郡南部町
一般国道1号(新湘南バイパス)	神奈川県藤沢市城南	神奈川県茅ヶ崎市柳島
一般国道1号(西湘バイパス)	神奈川県中郡二宮町二宮	神奈川県小田原市風祭
一般国道271号(小田原厚木道路)	神奈川県小田原市板橋	神奈川県厚木市岡田
一般国道302号(伊勢湾岸道路)	愛知県名古屋市港区金城ふ頭	愛知県名古屋市港区金城ふ頭
一般国道475号(東海環状自動車道)	愛知県豊田市松平志賀町天野	岐阜県関市広見
一般国道138号(東富士五湖道路)	山梨県富士吉田市上吉田	静岡県駿東郡小山町須走
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	東京都八王子市裏高尾町	東京都あきる野市牛沼

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、後行特定更新等工事で行う工事の内容及び債務引受限度額は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算	債務引受 限度額
橋梁	床版	・橋梁の床版取替、床版全面打替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	23 キロメートル	320,079 百万円	593, 147 百万円
	桁	・橋梁(PC橋)の上部構造(桁)の架替え ・橋梁(PC橋)の上部構造の補修、補強(充填材の再注入、外ケーブル補強、表面被覆、電気化学的防食等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	18 キロメートル	63,613 百万円	
土工・舗装	舗装	・舗装(路盤)の更新(高耐久化) ・上記に付随する舗装(表層・基層)及び路面標示等の取替え	214 キロメートル	55,535 百万円	
	切土	・土構造物(切土)の構造変更(ボックスカルバート化、押え盛土等) ・上記に付随する附属物の補修、取替え	－ 箇所	－ 百万円	
	盛土	・土構造物(盛土)の更新(盛土材の置換等) ・上記に付随する附属物の補修、取替え	8 キロメートル	39,600 百万円	

別紙特2を次のとおり改める。

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	956百万円
H 2 8	4,172百万円
H 2 9	14,637百万円
H 3 0	19,385百万円
R 1	51,831百万円
R 2	73,520百万円
R 3	37,546百万円
R 4	76,615百万円
R 5	121,128百万円
R 6	349,547百万円
R 7	188,754百万円
R 8	155,678百万円
R 9	147,140百万円
R 1 0	167,946百万円
R 1 1	393,295百万円
R 1 2	47,235百万円
R 1 3	25,163百万円
R 1 4	50,720百万円
R 1 5	59,731百万円
R 1 6	57,029百万円
R 1 7	74,247百万円
R 1 8	89,745百万円
R 1 9	66,003百万円
R 2 0	66,140百万円

(注1) 平成27年度から令和5年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和 6年 8月28日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長 高 松 勝

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長 縄 田 正